

平成25年第3回宇治田原町議会定例会

目 次

○第2日（平成25年9月12日）

議事日程（第2号）	27
日程第1 一般質問	29
1. 山内実貴子 議員	29
2. 奥村房雄 議員	36
3. 谷口重和 議員	39
4. 今西久美子 議員	43
5. 垣内秋弘 議員	52
6. 青山美義 議員	62
7. 原田周一 議員	64
8. 安本修 議員	70
9. 稲石義一 議員	77

平成25年第3回宇治田原町議会定例会

議事日程(第2号)

平成25年9月12日

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 山内実貴子 議員
2. 奥村房雄 議員
3. 谷口重和 議員
4. 今西久美子 議員
5. 垣内秋弘 議員
6. 青山美義 議員
7. 原田周一 議員
8. 安本修 議員
9. 稲石義一 議員

1. 出席議員

議長	12番	田中修	議員
副議長	1番	垣内秋弘	議員
	2番	上林昌三	議員
	3番	青山美義	議員
	4番	安本修	議員
	5番	今西久美子	議員
	6番	原田周一	議員
	7番	谷口重和	議員
	8番	山内実貴子	議員
	9番	奥村房雄	議員
	10番	内田文夫	議員
	11番	稲石義一	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町 長	西 谷 信 夫 君
教 育 長	西 出 維 久 雄 君
総 務 課 長	山 下 康 之 君
理事兼企画・財政課財政課長	小 西 基 成 君
企画・財政課企画課長	馬 場 浩 君
会 計 管 理 者 兼 税 務 ・ 会 計 課 長	大 江 輝 博 君
戸 籍 ・ 保 険 課 長	長 谷 川 み どり 君
福 祉 課 長	奥 谷 明 君
健 康 長 寿 課 長	谷 村 富 啓 君
建設・環境課建設課長	黒 川 剛 君
建設・環境課環境課長	青 山 公 紀 君
産 業 振 興 課 長	清 水 清 君
上 下 水 道 課 長	野 田 泰 生 君
教 育 次 長	光 嶋 隆 君
教 育 課 長	中 辻 正 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	久 野 村 観 光 君
庶 務 係 長	廣 島 照 美 君

開 会 午前10時00分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（田中 修） 日程第1、一般質問を行います。

なお、今議会におきましても一括方式、一問一答方式のどちらかを選択し行うことといたします。

一問一答方式にあつては、質問事項1件ごとに行い、また、いずれの方式にあつても質疑は3回までとすることといたします。

また、対面方式とし、質問席を前列中央に設けております。

それでは、通告順に質問を許します。

8番、山内実貴子君の一般質問を許します。山内君。

○8番（山内実貴子） おはようございます。

8番、山内実貴子でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず1件目、教育環境の充実についてでございます。

1つ目に、がん教育の強化についてお伺いいたします。小中高校でがんに関する保健教育を2014年度から強化する方針を文部科学省が決めました。モデル校でのがんに対する先進的な授業や教育研修の実現に大きく期待が持たれています。学習指導要領の次期改訂時に新たな記述を盛り込み、教科書の内容充実を目指しています。

国民の2人に1人ががんになる時代が来ていますが、現在の教育現場では、がんは保健体育の授業で生活習慣病の予防や喫煙などの害を学ぶ際、ほかの病気とあわせて紹介される程度で、有効ながん教育が行われてきたとは言えません。この現状についてがんという病気への向き合い方やがん患者に対する理解を深める教育は不十分であるという指摘を受け、同省内にがんの教育に関する検討委員会を設置、この7月26日に初会合が開かれました。この中で、授業内容や方向性が議論され、文科省は同委員会での検討を踏まえ、来年度からのモデル事業の実施や教材の作成・配布などに取り組むことになりました。

国が2012年度に定めたがん対策推進基本計画では、がん教育について子供たちが健康と命の大切さを学び、みずからの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識と

がん患者に対する正しい知識を持つよう教育することを目標に掲げています。

がんと喫煙などとの関係や治療方法、検診の重要性に関する知識に加え、がんという病気から健康問題や医療の現状、命の大切さなど、小中高校生のときから総合的に学べる体制づくりが重要であることは言うまでもありません。がん教育は子供たちが自身の健康の大切さを学ぶと同時に、病気の人に対する偏見や差別をなくすための重要な機会になると思います。

子供のころからがんの予防や命の大切さを学ぶことは極めて重要と考えますが、宇治田原町の学校現場におけるがん教育について、現状と今後どのように進めていかれるのか、お聞かせください。

○議長（田中 修） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 皆様、おはようございます。

議員の皆様方におかれましては、本日、平成25年第3回町議会定例会におきます一般質問ということで、公私とも何かと御多用の中、御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は9名の議員各位から御質問をいただくこととなっております。また、御質問が大変多岐にわたっていますが、できるだけ的確かつ簡潔に御答弁を申し上げたいと存じておりますので、どうか最後までよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいまの山内議員の御質問につきましては、光嶋教育次長から御答弁を申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（田中 修） 光嶋教育次長。

○教育次長（光嶋 隆） おはようございます。

それでは、私のほうから、教育環境の充実についての御質問に答弁を申し上げます。

小学校、中学校ともに現段階において、通常時における保健指導の中でのインフルエンザなどへの対応や長期休暇前の健康指導などは行うものの、特定の疾病に限定した教育指導は行っておりません。中学校では、喫煙や薬物使用などに関する指導をする中で、肺がんなどの疾病との関連や影響について認識を深めさせることとしておりますが、これはがんに限定されたものではなく、他の疾病をも含んだ形となっております。

議員御指摘のように、がんの影響が増大する今日にあって、その内容を学習し知識とすることは意義深いものがあると認識いたしております。

がんは中高年のみならず若年性がんや小児がんで闘病される方も多く見られ、先日もしドニーオリンピックに出場された競泳選手が32歳の若さでお亡くなりになるなど、

決して人ごとではない問題となっていると思います。

がんは、早期発見、早期治療を行えば治癒するようになったと言われますが、そのためには日ごろから生活習慣をはじめとする健康問題に留意し、定期的に検診を受けることが肝要であります。しかしながら、こうしたことを小中学生の段階で行うことは容易ではなく、子供たちが体の不調を訴え初めて疾病が判明するということが少なくないようです。

小中学生たちがこうした病気のことや命の大切さを知ることは、みずからの命はみずからが守らなければならないという生きるすべを学ぶ中でも大切なことであると考えているところであります。

こうしたことを踏まえ、今後の保健指導や授業の中では、がんをはじめとする多くの疾病についても学習することが可能となるよう、学校現場との調整も行いながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（田中 修） 山内君。

○8番（山内実貴子） ありがとうございます。2回目の質問をさせていただきます。

がん教育の強化につきましては、学校現場との調整を行いながら検討との御答弁でございましたが、2014年度には全国の学校でどの程度がん教育が行われているのかを調査するほか、モデル校を選定して2016年度までの3年間で先進的な教育が行われることとなります。モデル事業では、教育委員会が独自の教材をつくったり、民間企業による教材を活用し医療の専門家やがん経験者を招いての授業も検討されます。保健体育の教師などに対してがんへの知識や理解を深める研修も行う方針です。

京都府では、がん経験者をがん教育メッセンジャーに任命し、府内の中学校に医師、看護師とともに講師として派遣し、直接生徒に語りかけるがん教育事業に取り組む意向を明らかにしています。府によると、府内のがんによる死亡者数は毎年7,000人を超え、死亡者全体の約3割を占め、死因の第1位となっています。今後5年間で府内の全ての中学校約200校を対象に、がんメッセンジャーによる体験談や医療の専門家によるがんの病態や治療に関する講義、生徒たちが命の大切さについて話し合うがん教育推進プロジェクト事業を効果的に実施していくとの考えを示しております。

このようながん教育メッセンジャーの取り組みをぜひ積極的に導入するべきだと考えますが、いかがでございましょうか。

○議長（田中 修） 光嶋教育次長。

○教育次長（光嶋 隆） 命の大切さを学ぶという観点からいたしますと、がんのみなら

ず多くの生活習慣病などに関しても知識として知り置くことはとても重要であると思います。

また、がんメッセージャーについての活用方策につきましては、がんをはじめとする疾病に関する教育を行う中で、今後、各学校との調整を図りながら検討してまいりたいと考えております。

私たちみずからを振り返りましても、年齢を重ねるにしたがい、疾病に関しては注目するようになり、さまざまなケアもするようになりましたが、やはり、若いころにはそうした意識も薄く、今思えば早くから健康診断などの健康管理について取り組んでおけばよかったなと思うことも多々あろうかと存じます。こうした対処につきましては、若い段階から意識することが重要であり、児童・生徒が卒業後、早い段階でそうした意識を持てるようにすることが大切であると考えます。

このようなことから、健康管理をはじめとする健康教育につきましては、現段階におきましてもそれぞれ取り組んでいるところですが、命の大切さをより理解できるよう、学校現場とも協議しながら積極的に進めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 山内君。

○8番（山内実貴子） ありがとうございます。命の大切さをより理解できるよう、学校現場とも協議しながら積極的に進めていくとの御答弁をいただきました。ぜひ、御協議の中で、がん教育メッセージャーの取り組みも推進していただきたいと思います。

次に、2つ目、夢を育む教育の取り組みについてお伺いいたします。

自然豊かな宇治田原町では、自然とつき合い楽しむ中で、その自然との良好な共生を目指しています。その中で、毎年数回、星空観察会が行われています。親子での参加は日ごろ忙しいお父さん、お母さんと子供たちが寄り添い合い、空を見上げ、語り合い、ほっと一息つける時間になるとお聞きしています。星を通じて果てしないロマンと生命の誕生にまでも思いをはせていける貴重な時間でしょう。

宇治田原町の各小中学校には天体望遠鏡が置かれているとお聞きしています。また、町の中にはみずから星が好きという気持ちから会社を興され、レンズの直径が40cm、50cm、そして60cmもの天体望遠鏡を製作しておられる方が居住されています。宇治田原町小中一貫教育を検討する上で、例えば、こういう本格的な天体望遠鏡などで星を見る事業など、また、こういうさまざまなマンパワーを利用して、もっと宇治田原町の地域性を感じられる夢と希望を育む施策をと考えますが、今後、このような取り組

みについてどうお考えになりますか。

○議長（田中 修） 光嶋教育次長。

○教育次長（光嶋 隆） 児童・生徒たちも、やがては成人し、社会に出ていかなければなりませんので、生きるための糧としてどのような職業につくかということは重要な問題であり、早い段階から職業に対する意識を持たせる学習を行っております。

小学校の段階では社会見学や社会科の授業の中でさまざまな職業があるということを理解するよう学習し、中学校の段階では職場体験により現実的な職業、仕事というものを肌で感じることを学習しておりますが、もちろんその学習だけで全てを網羅し解決できるものではありません。

現代社会のように多くの情報が発信される中であっては、子供たちにも幾つもの情報が伝わっており、昔のように男子小学生ならほとんどの子がプロ野球選手になりたいといったようなことはなく、さまざまな職業に興味と関心を抱くようになっていると思います。

将来、自分は何々になりたい、自分は何々をしてみたいという夢は、子供たちにとっての特権であり、たくさんの夢を与えることによって大きく育てることが我々大人の使命であると思います。しかしながら、子供のころから現実すぎる小ぢんまりした夢しか持たないのも寂しいですし、余りに破天荒な夢を抱き続けるのも考えものでもありますので、子供たちの成長過程の中で適切なアドバイスをし、さまざまな情報を提供できる状況をつくるのが学校現場において求められるものであると考えております。

町の中には、みずからの経験を生かしさまざまな活動をなさっていらっしゃる方をはじめ多岐にわたる情報をお持ちの方がいらっしゃいますが、こうしたマンパワーを活用することも子供たちの夢を育むためには大きな力となると考えておりますので、御協力いただける場面づくりなども我々の課題であると考えております。

いずれにいたしましても、こうした取り組みは現在進める小中一貫教育とも大きなかわりがございますことから、今後とも皆様方からの御意見を頂戴しながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 山内君。

○8番（山内実貴子） ありがとうございます。

町の宝である子供たち、さまざまな社会状況や生活環境の中にあっても限りある命を大切にし、周囲の人に対しても思いやりを持って接してもらいたいと思います。

このたび、2020年のオリンピック、パラリンピックが東京で開催されることにな

りました。我が町からもぜひオリンピックを目指して夢を持ち向かっていける子供たちが育ってほしいと願います。希望を持ち続け、決して諦めない心を持って社会に出られるよう、家庭、地域、学校が協力していける体制づくりをお願いいたします。

次に、2件目、健康長寿日本一を目指す施策についてお伺いいたします。

1つ目は、健康チェックとその把握についてでございます。

近年、高齢化と言われる時代にあつて、平均寿命と健康寿命の差が大きくなり、高齢者の保健、医療、福祉にとニーズがふえてきております。宇治田原町第4次まちづくり総合計画の実施計画においても、自立した生活を支える福祉環境の実現として要介護状態にならないような予防体制の充実や支援、高齢者がいつまでも健康で充実した生活が送れるよう、生きがいを支える等、取り組みがあります。特に二次予防事業対象者把握事業では、平成24年度基本チェックリストによる生活機能を把握されてい

ますが、送付したチェックリストの返送者は半数の50%程度となっております。

健康づくりに欠かせないのが各種健診の受診だと思います。今年度も国保、また、後期高齢者の健診が行われています。このような健診や基本チェックリストについて、どのように取り組み把握されているのかお聞かせください。

○議長（田中 修） 谷村健康長寿課長。

○健康長寿課長（谷村富啓） おはようございます。

それでは、健康長寿日本一を目指す施策について、お答えいたします。

健康チェックと把握についてですが、今年度の特定健康診査及び後期高齢者健康診査は、7月から9月を受診期間とし、10月を予備月として現在健診実施中であり、受診状況などの把握までに至っておりません。

昨年度の受診状況ですが、平成23年度と比較しますと、特定健康診査の受診者は若干減少したものの、後期高齢者健康診査の受診者は2倍に増加しています。双方の健康診査とも、案内通知はもとより、その後に受診勧奨通知を行うとともに、町広報紙やホームページ及びチラシによる受診意識の啓発、また、特定健康診査においては自己負担額を無料とし、受診しやすい環境整備により受診率向上に取り組んでいます。

また、今年度の介護予防における二次予防事業対象者把握事業については、6月に65歳以上で要介護認定を受けていない方1,947名の方々に基本チェックリストを送付し、1,015名からの返送がありました。そのうち289名の方が二次予防事業対象者となる把握ができたところです。返送者には把握結果を送付し、介護予防の啓発を行うとともに、二次予防事業対象者には二次予防事業の案内と事業参加勧奨を行って

いるところでございます。

○議長（田中 修） 山内君。

○8番（山内実貴子） ありがとうございます。受診率向上には粘り強い取り組みが大切になります。特定健康診査は本年度無料化によって受診者が増加するよう期待しております。

また、各種がん検診も行われますが、受診率が低迷している中、さらなるチェックと把握に取り組んでいただきたいと思います。

2つ目に、保健師の増員についてでございます。

介護予防への取り組みが大切と言われる今、生活機能状況などについて把握することがまず大切と考えますが、把握できていない方をどう把握するのが重要になってきます。先ほどの御答弁で基本チェックリストの返送者は1,947名の対象者のうち1,015名ということで、932名の方が未回答ということでした。

長崎県長崎市では、チェックリストの返送がなかった世帯全部を人海戦術で保健師が主となって家庭訪問を行うとのこと。大変な作業ではありますが、そういう一斉的な取り組みが住民の皆さんとのきずなを深め、さまざまな施策に対する理解にもつながります。また、防災、防犯などの地域的な取り組みへの力となると確信します。

宇治田原町でもこの家庭訪問のような積極的な取り組みをぜひ行っていただきたい。方法はいろいろあると思いますが、専門的なアドバイスもしていただける保健師さんを増員しての取り組みが大切と考えますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（田中 修） 谷村健康長寿課長。

○健康長寿課長（谷村富啓） 保健師の増員についてですが、今年度の基本チェックリストの返送率は52%となっており、約半数の方からの返送がなかった状況です。

長崎市が行う返送がなかった世帯に家庭訪問する事業は、生活機能などいろんな状況を把握するのに有効な手段だと理解します。本町では、従前より独居高齢者や高齢者のみの世帯を保健師が訪問し、生活状況や健康状態などを把握するおたっしや訪問事業を実施しているところで、本事業を加味しながらの検討課題と思います。

介護予防事業や保健事業など健康増進対策などの推進を図る上において保健師の役割は重要と考えますが、保健師の増員につきましては、職員の定数管理や臨時職員等の確保を踏まえての検討が必要と考えています。

○議長（田中 修） 山内君。

○8番（山内実貴子） ありがとうございます。

高齢化社会と言われる時代にあつて、宇治田原は小さな町ではありますが、だからこそその地域のつながりやきずなといったものを大切にしたい顔の見える施策を期待します。

幾つになつても健康で生きがいを持って生活できるよう、介護予防への取り組みは常に積極的な改善を求めます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、山内実貴子君の一般質問を終わります。

引き続きまして、9番、奥村房雄君の一般質問を許します。奥村君。

○9番（奥村房雄） それでは、通告に従いまして、9番、奥村房雄が一般質問をさせていただきます。

その前に、去る9月9日の夕刻7時ごろ禅定寺地区で発生いたしました人家火災の際には、京田辺市消防宇治田原分署はじめ井手分署、地元消防団はもとより近隣支部消防団、役場からも出動いただきました。火は約1時間後に消し止められ、民家全焼の大火災となったわけですが、おかげさまでけが人もなく、近隣の住宅への類焼もなくおさまりました。改めて火災の恐ろしさを感じ、また、地域自主防災の重要性を実感したところでございます。この火災の折、出動いただきました関係各位に御礼を申し上げますとともに、多くの方から温かいお見舞いの言葉を頂戴し、厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

それでは、質問を始めさせていただきます。

まず、件名1、新名神高速道路について質問します。

新名神高速道路については、昨年4月に事業が再開され、本町内では事業説明会も開催され、現地での測量調査業務や各種調査が既に行われているところであります。

まず1点目。現在の事業進捗状況及び当面の予定についてであります。新名神高速道路は、平成35年度完成に向けて取り組みが進められていると思いますが、現在の状況及び当面のスケジュールはどうなっているのかお尋ねします。

○議長（田中 修） 黒川建設課長。

○建設・環境課建設課長（黒川 剛） 新名神高速道路につきましても現在の事業進捗状況及び当面の予定につきまして御答弁申し上げます。

昨年7月に地元対策協議会、8月には住民の皆様を対象といたしました事業再開の説明会を開催し、直接関係地権者等につきましても事業の進め方について御理解をいただいたところでございます。

その後、西日本高速道路NEXCOによりまして、空中写真測量や、現地での測量及

び地質調査が実施され、現地の状況を把握されました。これらの現地調査とあわせて町が管理いたします道路、水路、上下水道などの現状及び将来計画との調整も行ってまいりました。また、環境影響に対する補足調査といたしまして、騒音、大気調査にも着手されたところでございます。

これらの調査業務を経まして、地元の皆さんとの協議のもととなります設計協議用図面が作成され、つけかえ道路や公共公益施設等の考え方が整理されたところでございます。この図面に基づき、現在、町及び京都府におきまして確認作業を行っているところでございます。

京都府、町との協議が一定完了いたしましたら、地域の皆様方に図面をお示しし、協議を進めていくこととなります。この設計協議の進捗状況により、時期は明確ではありませんが、土地の境界確定作業に入り、用地取得への準備にかかることとなります。

今後、さまざまな課題が生じてくることと思いますが、関係機関と連携し適切に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（田中 修） 奥村君。

○9番（奥村房雄） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

本事業の流れから、現在、設計協議の段階ということで京都府、町との協議完了後、地元区、住民との協議に入るわけですが、その時期はいつごろになるのかお聞かせ願いたいと思います。それと、新名神の通過区間は、町内での区間ですね、これは約6kmで、沿線区は郷之口、荒木、岩山、禅定寺の4区でございます。参考までに地権者は何件ぐらいいらっしゃるかお教え願いたいと思います。

○議長（田中 修） 黒川建設課長。

○建設・環境課建設課長（黒川 剛） 協議用図面につきましては、去る9月5日にNEXCOから町に提示され、現在、庁内関係部署におきまして課題の抽出、整理に取り組んでいるところでございます。行政内部の調整を実施し、議会にも御説明申し上げた後、地元対策協議会への説明を行う予定でございます。

地権者の件数でございますが、今後、設計協議や各種構造物道路構造が決定し、用地の御協力をいただく範囲が確定するまでは変動する可能性がございますが、現時点でNEXCOのほうから聞いているところでは、郷之口で50件、岩山30件及び禅定寺50件の130件でございます。荒木地区につきましては、全てトンネル区間となりますので、用地買収の対象となる方はいないというふうに聞いているところでございます。

○議長（田中 修） 奥村君。

○9番（奥村房雄） それでは、3回目の質問をさせていただきます。

いずれにせよ、いよいよこれから町、沿線区の住民をはじめ、地元説明会が持たれるわけですが、特に排ガス、騒音等の環境問題への配慮を十分にいただき、そのような設計協議の展開を切に要望したいと思います。

それと、願わくば先日決まりました2020年東京オリンピックに間に合えばとの思いは私一人ではないと思います。10年後の計画を7年後にするというのは大変至難の技だと思いますが、その辺もひとつ要望して、よろしくお願いします。

以上、3回目の質問を要望にかえ、1点目の質問を終わらせていただきます。

次に、2点目、新名神高速道路を活用したまちづくりの展開についてであります。新名神高速道路は、10年後の供用を目標に事業が進められており、郷之口には（仮称）宇治田原インターチェンジへの進入口が設けられ、日本、全国津々浦々の方が利用されることとなります。隣接する宇治市を訪れる観光客もこのインターチェンジを利用し、今以上に増加すると思いますが、本町にとりましても第4次まちづくり総合計画ではインターチェンジ周辺は茶文化創造ゾーンと位置づけされております。茶でもてなす環境整備や茶文化を浸透、発信するための拠点機能を導入するものともされております。新名神高速道路は10年先には完成されます。これにあわせて総合計画に位置づけされている拠点機能の導入について、ただ単に観光、産業振興という側面だけでなく、文化的な側面を含めた観点からのまちづくり構想をお持ちなのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（田中 修） 馬場企画課長。

○企画・財政課企画課長（馬場 浩） 新名神高速道路（仮称）宇治田原インターチェンジの開設によりまして、広域的なアクセスが飛躍的に拡大されることが期待されるところでございます。

議員御指摘のとおり、本町の第4次まちづくり総合計画におきましては、インターチェンジ周辺を茶文化創造ゾーンと位置づけ、茶文化のまちとしてふさわしい集団茶園の整備や、茶でもてなすことのできる環境整備など、茶文化を浸透、発信するための拠点的機能の導入を図ることとしております。

しかしながら、これは初めから集客を目的とした観光開発や箱物施設の整備を行うのではなく、地域の魅力を形成している資源を地域住民自身が大切にし、保全、活用しようとする活動や文化の育成を重視して取り組むことをその姿勢としているところでございます。お茶は、本町のアイデンティティーの基礎となるものであり、日本緑茶発祥の

地という歴史や宇治茶の産地という本町のイメージをより一層高めていく上で重要な資源でございます。

第4次まちづくり総合計画にも掲げておりますように、茶文化を発信し茶でもてなすお茶のふるさとを目指すためには、町中に茶の緑や香りが広がるまち、日常生活の中にお茶があり、茶文化を次世代や来訪者に伝えるまち、お茶のふるさととしての宇治田原町を多くの人知っているまち、そのようなまちづくりを積極的に推進していかなければならないと考えているところでございます。

このように、お茶を単に観光、産業振興という側面だけではなく、広く茶文化としてまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 奥村君。

○9番（奥村房雄） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

インターチェンジ建設は、京都、大阪、滋賀、奈良の中心に位置する本町にとっては、ただ高速道の進入口としてではなく、本町の歴史をはじめ自然豊かな景観を売りに、全国、日本中の利用者へ宇治田原の発信基地の機能を備えた文化ゾーンづくり、例えば茶文化にふさわしい施設を兼ねた道の駅とかの構想を考えてはどうでしょうか。

以上、私の2点目の質問を提言、要望にかえて終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、奥村房雄君の一般質問を終わります。

引き続きまして、7番、谷口重和君の一般質問を許します。谷口君。

○7番（谷口重和） 改めまして、皆さん、おはようございます。

一般質問の前に、先般、9月8日に2020年のオリンピック、パラリンピック開催地が東京に選ばれ、我々日本にあっては大変喜ばしい限りであります。景気もこれで上向く要因になると思います。しかしながら、東日本大震災の復興はまだまだ進んでおりません。私たちは7年後のオリンピック開催を復興オリンピックと位置づけ、開催までに復興が終わるかめどがつくように声を大にして訴えなければならないと思うわけであります。

それでは、通告に従いまして、7番、谷口重和が一般質問を行います。

西谷町長は、3月、6月と議会ごとに、一党一派に偏しないという質問を受け、3月議会では離党に関して支援者の方や党役員の方と相談したいと答弁され、6月議会では1万住民の町長として、その職を務めることに影響を与えるものではないとの答弁だっ

たと思います。私個人的には、西谷町長が自民党の党员・党友ならば許せる範囲であると思いますが、自由民主党宇治田原支部の最高顧問に就任されているのは、宇治田原町1万住民のトップリーダーとして大いに問題があると思うわけであります。6月議会では本音と建前の使い分けで二枚舌とまで言われても、これは仕方のないことであります。今現在、最高顧問は辞任されているのか、されていないのか、この場ではっきりと町長の心境をお聞かせください。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、谷口議員の質問にお答え申し上げます。

私は、町長という立場は党籍の有無にかかわらず、住民の皆様に対して絶えず中立で公平公正でなければならない。したがって、そのような政治スタンスで1万住民のための町長としてその職を務めさせていただくと、これまでから申し上げてまいりましたところでございます。その考え方はいささかも変わることはございません。そのような中、自由民主党宇治田原支部の最高顧問に就任させていただいたところでございますが、その後、私自身熟慮を重ねる中で、この職は場合によっては住民の皆様には誤解を与えかねないとの考えに至りましたことから、最高顧問の職を辞任させていただいたところでございます。

繰り返しになりますけれども、住民の皆様に対して絶えず中立、公平公正でなければならないという政治スタンスを町政運営の基本としてその中心に位置づけているところでございますので、引き続き御理解、御協力を賜りますことを心からお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○7番（谷口重和） 次に、副町長について質問いたします。

その後、適任者として心に決めている人物がおられるのかどうか。新聞紙上ではおられるようにも報道されていましたが、副町長問題は迷わず速やかに人選をし、一刻も早く副町長を決め、町行政を副町長が補佐をして、町長は府や国に山手線はもちろんのこと、今以上にもっといろんな分野において1万住民のために要望や陳情を働きかけていただきたいと思うわけであります。

また、副町長問題は別として、部長制の復活をここで提案をし、西谷町長の御所見をお聞かせください。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、谷口議員の御質問にお答えを申し上げます。

副町長人事の件につきましては、議会への御相談、また御提案がおくれておりますことに対して、まずもっておわびを申し上げるところでございます。

副町長の職は申し上げるまでもなく、私の補佐役として大変重要な任務を果たさなければならない職であり、議会議員の皆様をはじめ、住民の皆様、また、町職員など誰から見ても適任と思われる人を御提案申し上げたいと思っております。

可能な限り早期に御提案できるように、引き続き選任に向け最大の努力をしてみたいと思いますので、いましばらくのお時間を頂戴いたしますよう、お願いを申し上げたいと思います。

部長制の復活についてご答弁を申し上げます。

組織体制につきましては、先般も所属長に対しまして組織検証のためのヒアリングを実施し、組織の検証と点検を進めておるところでございます。部長職の配置につきましては、限られた人員体制、限られた財源の中、慎重に進めなければならない問題と捉まえておるところでございますが、課題を整理する中で鋭意取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○7番（谷口重和） 次に、宇治田原山手線の進捗状況について質問いたします。

多方面から得る情報として、余り進んでいるように思えないわけでありまして。今年度に入ってどの程度進んだのか、事務的にどうか、また、測量はしているのか、していなければいつから始まるのか、ボーリング調査においても同様で、していなければいつからの予定なのか、回答をお願いいたします。

○議長（田中 修） 黒川建設課長。

○建設・環境課建設課長（黒川 剛） 宇治田原山手線につきましては、西日本高速道路NEXCO及び町で取り組みを行っております。まず、NEXCOにおいて新市街地、贅田谷区域でございますが、その区間を除く未整備区間約4.2kmの概略設計に着手していただいております。概略設計の実施に当たっては、大きなのり面や構造物を設けなければならないと想定される地点3カ所で地権者の了解を得てボーリング調査による地質の状況を調査しております。

概略設計につきましては、近々完了する予定でございます。

町の取り組みでございますが、新市街地贅田谷区間における道路詳細設計の協議や、保安林解除に向けた京都府などとの手続を進めておるところでございます。

また、宇治田原山手線整備の効果を高めるための沿道土地利用調査につきまして、委

託業務を発注し、庁内関係課との協議も行い、取りまとめに向け整理しているところでございます。

道路建設に向けた取り組みを関係機関と調整し進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○7番（谷口重和） それでは、次に、学校給食の食べ物アレルギーについて質問いたします。

6月の委員会でも触れましたが、今、全国で30万人以上の学童が何らかの食べ物アレルギー問題を抱えているという中で、宇治田原町だけは安全であると絶対視はできないと思うわけであります。

昨年12月20日、東京調布市の市立小学校で女子児童が給食後に死亡されました。亡くなった5年の女兒は、小児ぜんそくと牛乳、乳製品、ピーナツの食べ物アレルギーがあり、エピペン（全身性の即時型過敏アレルギー症状を一時的に緩和する自己注射薬）を常時携帯していたが、事故当日は、粉チーズを抜いたじゃがいものチヂミが配食されたが、その後、おかわりに粉チーズの入ったチヂミが配食され気分が悪くなって、調理員と担任、当時は任意だった保護者のチェック漏れがたまたま重なり、担任はエピペンを打とうとしたが、女兒が打たないでと答えたので初期対応がおくれたと、そして、調布市の報告書は、女兒の場合、気分が悪いと訴えてから14分の対応が生死の分かれ目になっていると書かれています。

宇治田原町においては病院も遠く、間違いました、チェックが不十分でしたでは済まないことで、教職員に対する食べ物アレルギーの指導研修及び防止策と有事のときの初期対応は病院また診療所とのホットラインはできているのか、エピペンの取り扱い等も含め、お考えそして今後の方針なりをお聞かせください。

○議長（田中 修） 光嶋教育次長。

○教育次長（光嶋 隆） 食物アレルギーを持つ児童・生徒の把握につきましては各校を通じて行っており、保護者から提出いただきました保健調査票により対象となるアレルギー食材の内容、アレルギー反応があらわれた際の症状や対処法などについて確認いたしております。

その結果、現在のところは牛乳に係る対象者4名に対してのみ除去による対応を行っております。それ以外のアレルギー食材については除去の対応はしておりませんが、保護者から担任、養護教諭等に相談いただく中で対応が必要な場合は、献立表、配合割合

の入った成分表を提供し、保護者の方に食べるか否かの判断をお願いいたしております。

今日までのところ、本町においては議員御指摘のような対応を誤れば命の危険に直面するといった重篤なアレルギー事象はございませんでした。しかしながら、このような事象や事案がいつ起こり得たとしても即時に対応できる体制と環境の構築は必要不可欠であると考えております。

食物アレルギーを持つ児童・生徒への対応といたしましては、担任や養護教諭が給食に関して注意を払うとともに、共同調理場との連絡調整を密にする必要がございます。ただ、学校によって危機管理体制のマニュアル対応はなされているものの、食物アレルギーに特化した対応のマニュアル化はございませんので、各学校の教職員がアレルギーを持つ生徒についての情報を共有するほか、有事の際における対応やさまざまな研修などを盛り込んだマニュアルづくりも行わなければならないと考える次第であります。

現在、エピペンを持参しなければならない症状を有する児童・生徒はおりませんので、具体的な対応策は定めておりませんが、有事の際の校医や主治医との連絡体制は整備しております。

議員御指摘のように基本である食物アレルギーへの理解、組織としての対応マニュアルの整備を行い、子供たちが安心・安全で楽しい学校生活が送れるよう対応してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○7番（谷口重和） それでは、質問の総括といたしまして、1番目の町長の政治姿勢についてでは、1万住民のために絶えず中立で公平公正な町政運営をお願いし、副町長人事とつけ加えまして庁舎の件も次の12月議会では答えを出していただきたい。

2番目の山手線の進捗状況につきましては、概略設計が近いうちに完成の予定ということですので、でき次第、報告をよろしくお願いいたします。

そして、3番目の学校給食の食べ物アレルギーにつきましては、有事の際の校医や主治医との連絡体制の整備や組織としての対応マニュアルの確立を急ぎ、子供たちが安心・安全で楽しい学校生活が送れることをお願いし、私の質問を終わります。

○議長（田中 修） これで、谷口重和君の一般質問を終わります。

引き続きまして、5番、今西久美子君の一般質問を許します。今西君。

○5番（今西久美子） 5番、今西久美子でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

大きく2点ございます。1点目は、生活保護基準の引き下げについてであります。

生活保護制度が総合的に見直され、ことしの8月1日から生活保護基準が引き下げられました。今回の基準の引き下げは3年間連続で最大10%にも達し、戦後最大の歴史的な大改悪となっております。子供さんが多い世帯ほど削減額が大きくなり、子供の貧困にも拍車をかけることとなります。削減額は今年度で150億円、3年間かけて670億円、6.5%。今年度は年末に支給をする期末一時金につきましても70億円削減するとしております。今回削られる生活扶助費というのは、食費や光熱費、衣類などに充てられる生活費そのものであり、生活を切り詰める貧困世帯をさらに追い詰めることとなります。

まず最初に、町内の受給者への影響をどう見ておられるのか、お聞きをいたします。

○議長（田中 修） 奥谷福祉課長。

○福祉課長（奥谷 明） 国の生活保護基準引き下げの影響につきまして御答弁申し上げます。

国では、生活保護制度の総合的な見直しの一環として、本年8月1日から新たな生活扶助基準への改正が行われました。その考え方につきましては、年齢、世帯人員、地域差による影響の調整、前回見直しの平成20年以降の物価動向の勘案。従前は一律に人数倍しておりました期末一時扶助の実情に合わせた見直し等を平成27年度までの3年程度をかけて段階的に行うものでございまして、その全国的な影響額につきましては、議員御指摘のとおりでございます。

こうした中、本町は社会福祉事務所を置かない町村部であり、京都府が生活保護に関する事務を行っておりますことから、今回の改正に伴う影響について確認いたしましたところ、現受給者の新基準による積算を行った結果、生活保護が廃止となる方は本町にはおられないとの回答でありました。

今回の制度改正に関しては、保護基準の引き下げばかりがクローズアップされておりますが、社会情勢の変化や生活困窮者の就労・自立支援策の強化など総合的な対策の方向性を考えれば一定の理解もしているところでございます。

しかしながら、大半の受給者世帯において生活扶助基準が下がり、また、世帯の人数が多いほど減額の幅が大きくなる仕組みとなっていることは事実であり、現受給者の生活状況等につきましては、京都府のケースワーカー等とも十分連携の上、しっかりと状況把握に努め、各種相談等にも対応してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 今、保護基準の引き下げばかりがクローズアップをされているという御答弁がございましたけれども、これが本当に影響が非常に大きいということで、当然のことだというふうに思います。また、生活保護基準の引き下げの影響は受給者だけにはとどまりません。今回の引き下げで町内の受給者で受けられなくなる人はいないという御答弁でしたけれども、国民生活の最低ラインを示す生活保護基準というのは、低所得者世帯に対する各種の支援施策の指標としても使われております。影響する制度は、例えば、小中学生への学用品代や給食費を支給する就学援助、個人住民税の非課税限度額の算定、それに伴って保育料や医療・介護の保険料の減免制度など、保護基準に連動するものは国が示すものだけでも40近くあるというふうに言われております。さらに、この基準につきましては最低賃金もこの生活保護基準を下回らないということが法律で明記をされております。保護基準引き下げによって負担増になったり、今まで利用できていた制度から締め出されたり、利用ができなくなったりすると、こういう影響が町の施策についてあるのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（田中 修） 奥谷福祉課長。

○福祉課長（奥谷 明） 先ほど御答弁申し上げましたとおり、今回の制度改正により生活保護が廃止となる方は本町にはおられず、また、本年度においては現受給者以外の方々に直接的な影響が及ぶことはございませんが、生活保護基準の見直しは平成26年度以降、介護保険料の段階区分、医療保険等の自己負担限度額等、住民税非課税限度額を参照している各種制度や、準要保護者に対する就学援助など、生活保護基準を参照している地方単独事業等に影響が及ぶ可能性がございます。

国においては、できる限り影響が及ばないようにするため、平成26年度以降の税制改正の議論を踏まえて対応を検討するとしており、地方単独事業についても国の取り組みに基づき各自治体で判断されたいとの通知がされているところでございます。

したがって、現時点におきましては、どの制度にどのような影響があり得るのか不明な部分が多く、町独自事業に対しても方向性を確定できる状況にはございません。

引き続き国の動向や税制改正議論を注視し、特に生活弱者と呼ばれるような方々へはできる限り影響が及ばないよう関係各課において対応を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 現時点においてはどの制度にどのような影響があり得るのか不明な部分が多くて、方向性を確定できないというそういう御答弁でした。

ただ、例えば就学援助につきましては、生活保護基準そのものが基準となっておりますので、26年度以降の国の税制改正を待たずしても、町の独自の判断で決定することとなります。現在、援助を受けている人がどうなるのか、試算ができないのでしょうか。

文科省の担当者は、ことしの4月に就学援助の対象だった要保護者については8月以降も対象とすると。準要保護者については各自治体の判断によるけれども、同様の取り扱いをお願いしていると説明をいたしました。来年度以降も影響を出さないという方針を示してはしましたが、予算が確保できない限り確約はできないと述べた上で、新たに就学援助を申請する人に対しても同様だといたしました。

生活保護基準の引き下げは3年かけて行われます。基準が下がることで利用できなくなる家庭が出てくる可能性があるだけでなく、新たに就学援助を受けようとする場合にも影響が及ぶこととなります。できる限り影響が及ばないようにという御答弁もございましたけれども、町として具体的な対応が必要ではないかと考えます。その点はいかがのでしょうか。

○議長（田中 修） 光嶋教育次長。

○教育次長（光嶋 隆） 現在、準要保護制度の適用を受ける方々が制度改正後においてどのようになるかということにつきましては、新旧基準額を置きかえるだけであれば試算することは可能ですが、所得の状況や各種要件など変動要因が多々ございますので、単純に比較することには困難なものがございます。

就学援助に対する考え方は法令に基づくものであり、生活保護基準が引き下げられればそれに合わせて就学援助の基準も下がるものと認識をいたしております。

したがって、法令の改廃によりそうした事象が見られることは避けられぬことではありますが、対象者における激変緩和の観点からも、平成26年度の対応については現在近隣自治体の動向も調査する中、内部協議を進めているところです。

それ以降につきましては、法令に準拠し対応することが基本であり、現段階において特段の措置や対応は考えておりません。

なお、本町では現在でも緊急経済対策として対象枠の拡大を行っておりますが、ただいま御指摘いただいておりますことは目的が異なりますので、包含する予定はございません。

ただ、制度改正後の推移を見る中で何らかの対応が必要ではないかとの状況が訪れました場合には、検討を行うことはやぶさかでないと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 先ほども申しましたように、今回の基準引き下げは、受給者だけの問題ではございません。大変多くの低所得の皆さんに影響を及ぼす可能性がございます。ここははっきりした段階で福祉課がぜひイニシアチブをとってしっかりと状況把握をして対応をお願いしておきたいと思います。

就学援助につきましても、所得が上がって就学援助から外れる、これは仕方のないことだと思いますが、制度の改悪によって今まで受けられていたものが受けられなくなる、こういうことが絶対にならないように、そこは町としての対応をしっかりとお願いしておきたいと思います。

現行の生活保護制度の1950年以降、基準の引き下げは2回行われました。2003年度に0.9%、2004年度に0.2%、この2回だけでございます。今回の削減幅は過去に例を見ない大変大幅なものであります。減額対象も受給世帯の96%に上ります。先ほども申しました最大10%減額される世帯も出てきます。月2万円もカットされる夫婦子供2人世帯も生まれます。子供の多い世帯では、これ、町内の方ですけれども、6月と比べて3万円も減ったと、こういうお話も伺いました。貧困世帯にさらなる貧困を強いる削減計画は、全ての国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障した憲法25条にも反するものであります。住民税非課税につきましても、国において平成26年度以降の税制改正で対応を検討すると、そういう御答弁もございましたけれども、結論を先延ばしただけで、国民生活の最低生活ラインの目安の大もとである保護基準を引き下げておきながら、連動する制度の水準を維持しようということは成り立ちません。先ほどから述べておりますように、受給者だけの問題ではなく、多くの住民に、特に低所得者層に大きな影響を及ぼす問題であります。

貧困に苦しむ国民に手を差し伸べない国に未来はありません。日本を貧困底無し社会にする保護基準の引き下げそのものをやめるべきであると思います。

町長は、常々、民間の経験も生かしていかに住民目線で弱者の立場に立って物事を見ることができるかが重要だとおっしゃっております。今回の保護基準の引き下げはまさにその目線が大事であるというふうに考えます。このような制度改悪に対し、町長の御認識を伺うとともに、国に対して引き下げの撤回を要請していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 今西議員の御質問にお答えをいたします。

生活保護制度は、昭和25年の法律制定以来、抜本的な見直しがなされず、その制度的な疲労はもはや限界に達しているとの意見が出るほどまでになっておるところでございます。

こうした状況を踏まえ、国では不適正受給対策の強化や、医療扶助の適正化など、生活保護法の改正、生活困窮者の就労、自立支援のための新法の制定、生活保護基準の見直し等を柱とする総合的な改正が実施されておるところでございます。

私といたしましては、生活保護制度という国民に対するセーフティネット機能は国家責任において堅持されるべきものであると考えており、これまで、国と地方とがこれだけの時間と議論を費やし、また、各種検証も詳細に進められた結果、このような一定の到達点に達したものであると理解しており、現時点においては、制度そのものについては、今後、状況を慎重に見守っていくことが賢明ではないかと考えております。その上で、本町住民に対する対応等については、十分な検討を行うとともに、今後の状況を十分見きわめる中で、各種機会を通じて地方自治体としての意見を述べていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） ただいまの御答弁につきましては、非常にがっかりであります。私は、先ほどから生活保護制度全般について聞いているわけではございません。基準の引き下げについてお聞きをしています。先ほども申しました、非常に影響が大きいからでございます。実際に、町内の受給者がより厳しい生活を強いられている現状をどう見られるのでしょうか。

ことしの3月議会の一般質問への御答弁で、西谷町長は、1万住民の暮らしを守るリーダーとして、政権政党である自由民主党や京都府に対しても、住民の立場で是非をしっかりと申し上げてまいりたいとされましたが、先ほどの御答弁では、見守っていくのが賢明だと、こういうふうにお答えになりました。これでは全く国の言いなりであります。今回の改悪は、住民の暮らしを守る立場とは全く相入れません。これほどの改悪に撤回も反対も表明できないどころか、国に対して一言も言えないようでは、1万住民の暮らしなど到底守れないということを厳しく指摘をしておきたいと思っております。

それでは、2問目の有害鳥獣の対策についてお伺いをいたします。

1点目は、宇治田原町鳥獣被害防止計画についてお聞きをいたします。

我が町では、平成23年3月に宇治田原町鳥獣被害防止計画を策定され、この3年間で被害を半減すると、軽減目標を半減するとうたわれました。ことしが最終年度となる

わけですけれども、その進捗についてお聞きをいたします。

また、昨年度、猟銃及びおりわな免許を取得された方は何人でしょうか。担当課職員につきましても何名が免許を取得し、取得後どのような活動をされているのかお聞きをいたします。

○議長（田中 修） 清水産業振興課長。

○産業振興課長（清水 清） それでは、宇治田原町鳥獣被害防止計画についてお答えします。

議員御指摘のとおり、本町では平成23年3月に宇治田原町鳥獣被害防止計画を策定し、有害鳥獣による被害が増加する中で、被害の軽減及び防除対策を実施してきたところでございます。

御質問にありました計画の進捗状況でございますが、被害の目標軽減を掲げていますイノシシ、猿、鹿のうち、猿、鹿につきましては、作成年度前年の平成21年度に比べますと、正確なデータではございませんが、平成24年度では大幅な軽減を図れました。ただし、イノシシにつきましては、平成23年度から取り組んでいます鳥獣被害防止特別措置法に基づいた国庫補助による電気柵の設置により、広範囲にわたり出没いたしました有害獣が手薄な場所に出没する傾向が見られますことから、今後、電気柵の設置をさらに進める中で、最終年度となります本計画により、引き続き被害の軽減及び防除対策を実施してまいりますとともに、次期計画においてイノシシの捕獲駆除に重点を置いた計画もあわせて検討してまいりたいと考えていますので、御理解賜りますようお願いいたします。

また、昨年度に狩猟免許を取得された方は、おりわなの免許で2名となっています。産業振興課職員では担当職員が1名、おりわなの免許を平成23年12月に取得しまして、本課の職員で組織します鳥獣被害実施隊の中心的立場で、綴喜郡猟友会宇治田原支部と連携する中、有害鳥獣の捕獲駆除に取り組んでいます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 猿と鹿につきましては被害が大幅に軽減をされたという御答弁でした。ただし、正確なデータはないということでした。

これまで被害のなかった、例えば南地域におきましても、最近、猿が出没をして農作物を荒らすという被害が新たに出てきております。被害防止計画の中で、半減という数値を挙げている以上、被害の状況をきちんと把握をするべきであると思うわけですが、その点はいかがでしょうか。

それと、町職員のおりわな免許の取得、現在1名という御答弁でした。以前の御答弁では複数職員の取得を目指すというふうにされておりましたけれども、今後の予定についてお伺いをいたします。

○議長（田中 修） 清水産業振興課長。

○産業振興課長（清水 清） 2回目の御質問にお答えします。

被害の状況につきましては、農家や農業協同組合、また、農業共済等の聞き取り調査をする中で被害状況を把握しています。

議員御指摘のとおり、被害状況を的確に把握することは重要であると認識しているところですが、1年を通して被害状況を把握することは、被害農家にとってさらなる負担となり得ますので、把握の手法について、先進自治体の事例を調査するなど検討してまいりたいと考えています。

本町といたしましては、何よりも有害鳥獣の個体数を減らすことが被害軽減につながると考えていますので、引き続き計画的に被害防除対策を実施してまいりたいと思います。

また、町職員の免許の取得につきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、綴喜郡猟友会宇治田原支部との協力体制のもと、有害鳥獣駆除を実施していますことから、支障なく業務を行っているところでございますが、複数職員の取得は必要であると考えており、免許の取得経費、または更新費用も鑑みの中で、引き続き検討してまいりたいと考えています。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） それでは、次の野猿対策についてお聞きをいたします。

先ほども猿の被害については大幅な被害の軽減があったというお話でした。この間、野猿につきましては、非常に対策を強化もしていただいて、大型おりの設置等、取り組んでいただいております。その後の被害の状況をもう少し詳しくお聞かせを願います。

○議長（田中 修） 清水産業振興課長。

○産業振興課長（清水 清） 野猿対策についてお答えします。

野猿対策につきましては、宇治田原町有害鳥獣駆除対策協議会におきまして、委員の皆さんから被害の報告や要望をいただく中で、計画的に被害防除対策を実施しているところでございます。

具体的には、綴喜郡猟友会宇治田原支部に有害鳥獣捕獲業務を委託し、夏季、猟期を

除き、昨年度途中までは週1回の出動をいただいておりますが、以後毎週火曜日と土曜日に有害鳥獣の捕獲、駆除を行っていただいております。そのほか、国庫補助事業を活用しましての有害鳥獣動向等調査事業、いわゆる追い払い事業を平成24年度の週4日から週5日に強化して実施してきたところでございます。

今後も引き続き被害防止対策を講じるとともに、野猿の群れの勢力を低下させるために、京都府と個体数調整の協議を行ってまいりたいと考えております。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） それでは、3番目のイノシシ、鹿対策についてお聞きをいたします。

最近、鹿については、特に、本当にふえているなという印象を持っております。農地におきましては電気柵による防除をされておりますけれども、鹿やイノシシにつきましては農地だけでなく、民家の庭先まで出没をしてくると、特に、私がお聞きしたのは郷之口地域の方ですけれども、旧道沿いに出てきて交通事故なんかが起こるのではないかという、そういう心配もしているというお声でございました。

郷之口から出されております田原川沿いにフェンスを設置してほしいと、こういう要望につきまして、以前の平成23年12月議会のときに、区と協議をするという御答弁がございましたけれども、その後、どうなりましたでしょうか。

○議長（田中 修） 清水産業振興課長。

○産業振興課長（清水 清） 御質問のありました田原川沿いのフェンスの設置につきましては、郷之口区から一般要望として提出いただいたところでございますが、有害鳥獣対策として国庫補助事業を活用しましての電気柵等設置補助事業を既に実施され、一定の効果が発揮されているところでございます。そのようなことから、フェンスの設置要望は有害鳥獣対策に係ります補助事業としては活用できないこととなりますので、設置済みの電気柵を応用される等の対応をお願いさせていただいたところでございます。

また、鹿、イノシシ等の駆除につきましても、綴喜郡猟友会宇治田原支部の協力をいただき、有害鳥獣の駆除を実施し、被害の軽減を図ってまいりたいと考えています。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 宇治田原町としてはこの間ずっと電気柵による防除を推進してこられました。今はそれでいいかと思うんですけれども、今後、将来的なことを本当に考えたときに、毎年電気代の負担がかかるわけですね。耕作放棄地がふえていくであろう中で歯抜けのところが出てくる場合も考えられます。さらには、先ほど申しました農地

以外のところへの被害なども考えますと、電気柵だけでは私は防除できないんじゃないかなというふうに思っております。現在、京田辺市や甲賀市、また宇治市などでも実施をされております山際をずっとフェンスで囲うと、こういう方法ですね、ぜひとも今後検討していただきたいというふうに思うわけですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（田中 修） 清水産業振興課長。

○産業振興課長（清水 清） 鹿、イノシシ対策の2回目の御質問にお答えします。

鳥獣被害防止特別措置法に基づく国庫補助金のメニューで、金網柵、フェンスの材料支給がございましたが、電気柵同様、受益者において設置していただくこととなります。今後も国庫補助金が継続されるかは決定されていませんが、補助の対象となった場合は設置場所や設置条件、あるいは地権者の同意や進入路等の確保など、解決しなければならぬ問題はたくさんあるかと思いますが、地元との協議は必要に応じて検討してまいりたいと考えています。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 緊急的な対策として今やっただいております防除、また、捕獲や駆除、そういう対応は必要であるというふうに思っております。ただ、もともとといえば、人間が山を切り開いて野生生物のすみかを奪ってきた、これが現在の被害の原因であるというふうに考えております。ぜひとも長期的な視野で、野生生物を山に返すという取り組みもあわせて実施をしていっていただきたい、このように御要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（田中 修） これで、今西久美子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。午後1時から会議を再開いたします。

休 憩 午前11時36分

再 開 午後 1時00分

○議長（田中 修） 休憩前に引き続き会議を開きます。

空調が故障しておりまして、大変暑い中ではございますが、最後までひとつよろしくお願いをいたします。

それでは、引き続きまして、1番、垣内秋弘君の一般質問を許します。垣内君。

○1番（垣内秋弘） それでは、通告に従いまして、1番、垣内秋弘が質問いたします。

1件目は、庁舎内における体制強化についてお伺いしたいと思います。

その中で、まず1点目は、副町長の選任についてお伺いいたします。この件につきましては、午前中、谷口議員の質問と若干重複する部分もあろうかと思いますが、ひとつ

よろしくお願ひしたいと思ひます。

副町長の選任については、ことしの2月の町長選後間もなく、補佐役については必要であり、体制強化のためにも6月議会までに任命したい、自分は民間企業の出身であり、行政出身者が適任と思つてゐると。意中の人はいるとおっしゃつておりました。その時点で感じたのは、今すぐにでも決まるような口ぶりであつたように思つたわけでありませぬ。

議会の同意なしで進まない人事案件について軽々な発言だなというふうにおもひましたが、町長は議会を無視するという、あるいは軽視するというような思ひは毛頭ないというふうにおっしゃつてまいりました。そして、十分議会とも相談申し上げる中でしかるべき時期に御提案させていただきたいと御答弁をいただいております。

その後、6月議会にも提案されず現在に至つてゐるわけですが、半年余りにわたり種々検討されたと思ひますが、現在どのような状況にあるのかお伺ひしたいと思ひます。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 垣内議員の御質問にお答へを申し上げます。

副町長人事の件につきましては、午前中の谷口議員の御質問の御答弁に申し上げましたけれども、議会への相談、また御提案がおくれておりますことに対しまして、おわびを申し上げる次第でございます。

副町長の職は、申し上げるまでもなく、私の補佐役として大変重要な任務を果たさなければならぬ職であり、また、役場の体制強化の面からも早期に選任をしなければならぬ問題と認識のもと、町長就任以来、その選任につきましては努力をしてきたところでございます。しかしながら、本定例会会期中には御提案ができない状況にあります。今後とも可能な限り早期に提案できるように、引き続き選任に向け最大限の努力をしてみたいと思ひますので、いましばらくお時間を頂戴いたしますようよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） それでは、2問目の質問に入ります。

過日9月3日付の地方紙において、行政経験者で信頼できる人と、ビジョンは一貫して変わっていないと、住民や役場職員など、誰から見ても適任と思へる人を提案したい、また、意中の人はいるようだと、このような記事が掲載されておりました。

火の気のないところには煙が出ないという言葉がございますが、この記事の内容につ

いては間違っていないのか、まずもってお伺いしたいと思います。私は、新聞記事として掲載されたからといって別に揚げ足をとったりするようなことは全く考えておりませんが、ただ、この内容が町長の本心であるならば、町長の言葉は非常に軽率であると言わざるを得ないわけであります。

以前にも質問させていただいたときに、十分に議会にも相談申し上げる中で、しかるべきときに提案させていただきたいとお聞きしてまいりました。このたびの意中の人がひとり歩きするようでは、どこまで信頼してよいのか疑いたくなるわけでございます。行政経験者で意中の人はいるがなかなか決まらないと言いますが、なかなか決められないのが実態のように受け取れるわけであります。このままずるずると時間だけが経過しますと、人選すらだんだん難しくなるような気もいたしますが、今が正念場というぐらいの気持ちで精力的な選任を願いたいところであるというふうに思います。

今後のこともありますので、軽々な発言は慎んでいただきたいと思いますとともに、1回目の答弁そのものが非常に通り一遍の答弁内容であり、もう一度、町長の本心、熱のこもったお気持ちを再度お伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 副町長の人事に関する地方紙の取材に対しまして、私は行政経験者で信頼できる人、また、住民や役場の職員など、誰から見ても適任と思える人を選任したいとお答えをさせていただきました。しかしながら、これはあくまで副町長人事に対する私の持っているビジョンを申し上げただけでございます。

先ほども申し上げましたように、副町長の職は、申し上げるまでもなく私の補佐役として本当に重要な任務を果たしていただかなければならない職であるということ認識しておるところでございます。現時点におきましては議会に御提案できない状況にあり、まことに申しわけなく思っておりますけれども、先ほど議員がおっしゃったように、今が正念場という気持ちで今後引き続き選任に向けて最大限努力してまいりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） それでは、3回目の質問をさせていただきます。

意中の人はいるがなかなか決まらなければ、片思いの状態が続いていると判断されてもしょうがないわけであります。部長制を廃止されている現在の体制では、副町長の存在と早急な選任は喫緊の課題であります。庁舎内各部門における課題も山積いたしております中、早急な体制づくりが必要であります。そしたら、町長としていつごろまで

に副町長の選任をしていくのか、率直な気持ちをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 庁舎の強化体制、このためにも私の補佐役としても、やはり副町長の選任は私にとりまして本当に最重要課題だと認識しております。

先ほども申し上げましたように、いつごろまでにということはなかなか申し上げにくいところでございますけども、私自身本当に可能な限り早急に提案させていただきますよう最大限の努力をしてみたいと思いますので、何とぞ御理解賜りますように心からお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） 今、町長のほうから御答弁いただいたわけですが、具体的な答弁がなかなか得られなかったわけで、非常に残念なわけでございます。引き続き最大限努力するとおっしゃっていますが、時期的にも明確な答弁は得られておりません。

今後、やはり目標を持って、町長の信念で、ぜひその辺を腹に決めてやっていただきたい。そのためには、やはり精力的に、そして住民のために、また庁内の体制強化のためにぜひ御尽力いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、2点目につきましては、特定部署、特に庁内の建設課の体制強化についてお伺いしたいと思います。

長年の懸案でありました新名神の大津城陽間は、昨年4月に凍結解除され、平成35年の完成に向けて着々と進められるものと思われまます。事業主体はあくまでもNEXCOが直接の事業者であり、設計協議あるいはまた工事等はNEXCOが主体で進めていくものと思われまます。また、用地取得につきましては、本年度から本町からも京都府土地開発公社に派遣し、組織化して対応されております。

その中で、本町において新名神、山手線を含めてあらゆる計画、設計、工事関係、そして用地問題、地元協議等々、さまざまな課題に対し、かかわりを持って対応していかなければなりません。窓口は建設課が中心になりますが、複数の課にも影響する内容も出てくると思われるわけでありまます。

先ほどの質問の、副町長が存在すれば調整することも比較的安易と思われる内容は、不在の状態では、建設課を中心に負担がかかり過ぎて対応ができるのか懸念が生じるわけでありまます。町長は建設課を中心にした体制強化をどのように図っていこうとされているのか、考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 各部署の体制強化等につきましては、現在総合的に検証しておるところでございますが、御質問にありました新名神高速道路及び山手線事業化に伴う事務については、今後予想されることは、設計協議として地元4地区との協議や、行政課題として既存の公共施設、道路、水路、農道等の機能への対応、また、宇治田原山手線では、新市街地区間の事業化、そして緑苑坂以北の現地詳細測量、現地立会測量、用地交渉、地権者調査等、新名神高速道路関係では、用地買収、現地立ち会い、境界確定作業に伴う公有地、道路、水路、里道等の立ち会い等、大変事務事業が増大してくるものと存じております。ますます多様化してくるものと考えておりますので、至急に体制づくりに努めてまいりたいと存じます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） それでは、2問目の質問をいたします。

庁舎内でローテーションを図りながら体制強化することも必要ですが、専門的な部分も含めて補強していくことも必要かというふうに思うわけであります。

集団茶園の造成工事のときは、府から派遣され、推進室が設置されておりました。今後府等への要請等も行い、そして、プロジェクトチーム的な取り組みも検討すべきではないかというふうに思うわけでございますが、町長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 先ほどの御質問にも御答弁申し上げましたけれども、やはりますます事務事業が増大してくるものと存じており、総合的に検証しているものの、一刻も早く専門的な技術、知識を有する、しかも実績のある職員等の配置が重要と考えておまして、あらゆる方策を検討する中で、至急に体制づくりに努めてまいりたいと存じますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） それでは、3問目の質問を行います。

先ほどの御答弁で事務事業が増大してくるものと存じており、ますます多様化しているものと考えておると、早急に体制づくりを進めたい、努めたいというお答えをいただきました。

人数換算でどれぐらいの工数が不足すると判断されているのか、事業に支障を来してはいけませんし、具体的な対応策のめどづけをお聞きしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 職員の配置数についても、総合的に今現在検証しておりますけども、

事務事業の増大に伴う内容によって、定員適正化計画の見直しも含めて、御質問のありました件については早急に体制づくりに取り組んでまいりたい、そして、支障が起こらないように努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） 今のこの件に関しましては、その時々業務内容、あるいは事業内容によりタイムリーに対応することが、こういった小さい自治体に課せられた使命であるというふうに思うわけであります。適材適所の配置を含めて、早急に機構改革を行い、実効の上がる体制を構築願いたいと、このように考えておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それでは、2件目の質問を行います。

行政評価システムにつきまして、質問をいたします。

そもそも行政評価の目的の第一は、職員が目的意識を持って業務を遂行することにあります。これは、職員が評価シートを記入することで事務事業の目的を再認識し、目的意識を持って業務を遂行することを目指すことが重要なポイントであります。

2つ目に、PDCAサイクルを確立することです。業務の質、量、進捗状況を把握する仕組みを設定し、マネジメントに必要な情報を収集、分析し、マネジメントサイクルの確立を目指すことであると思います。

3つ目は、住民への説明責任を果たすことが重要であります。行政評価の取り組み、評価結果を公表することで、住民と町が信頼関係を構築することであります。住民と職員が事業の必要性を共有できるようにすることだというふうに思うわけであります。

また、行政評価システムは事務事業を改革し、さらに高いレベルにチャレンジする上において、マネジメントサイクルを有効活用し、活動内容と成果、取り巻く社会状況などを総合的に踏まえて評価を行い、その結果を今後の施策の事業改善に反映させ、よりよい行政サービスを行わなくてはならないと思うわけであります。

本町は平成19年度以降に検討する委員会を発足し、平成20年度から3年間をめぐりに、順次事務事業の評価を実施しながら順次幅を広げつつ定着を図っていきたいとの思いで進めてこられたというふうに解釈もしますし、思うわけであります。

ますます多様化する住民のニーズに的確に対応することも重要であります。その後の経過と進捗状況につきまして、お伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 馬場企画課長。

○企画・財政課企画課長（馬場 浩） 議員御指摘のとおり、本町では平成19年度に大学教員3名の委員で構成する行政評価システム検討委員会を設け、以降、本町の実情に合った行政評価のあり方について、専門的見地から御指導、御助言を仰ぐ中で、よりよい評価システムの構築に向け取り組んできたところでございます。

昨年度からは、効果的な行政評価の実施、効率的な行政運営の観点から、事務事業調書を新たに見直し、全ての主要事業について評価を行ったところでございます。行政評価を行うに当たりましては、その事業の必要性、妥当性、有効性などを改革の視点で精査するとともに、その評価結果を、次年度以降の政策立案、予算査定につなげるよう取り組んでいるところでございます。

評価結果の公表につきましては、行政の透明性及び住民に対する説明責任を果たすために重要な手法と考えております。本年3月に策定いたしました第5次行政改革大綱の実施計画におきましても、平成27年度に評価結果の公表を掲げており、今後、行政評価システム検討委員会等の専門的見地から、御指導、御助言を仰ぐ中で、公表の方法、内容等については、積極的な検討を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

今後とも、事業の必要性・妥当性・有効性などの観点から、行政評価を点検、評価するPDCAサイクルの有効なマネジメントシステムの手法として認識し、行政評価結果と政策立案、予算査定が有機的な連携を図れるよう、鋭意取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） それでは、2回目の質問をいたします。

施策評価は、各施策の達成感、優先度、資源配分を測定し、今後の施策展開の方向性を決める材料とするものであります。

以前、この行政評価は有効な制度となるよう継続的な取り組みを進めてまいりたいというふうに伺ってきたわけでありまして、平成24年度から全ての主要事業において評価されているとお聞きしましたが、部署によっては評価の価値観も変わってくるというふうに思うわけでありまして。ややもすると報告のための報告書づくり、評価報告のための評価制度にならないかと懸念するところでありまして、平成24年度実施された成果と課題について、そして、平成25年度にどのように結びつけていくのかお伺いしたいと思っております。

○議長（田中 修） 馬場企画課長。

○企画・財政課企画課長（馬場 浩） 平成24年度の成果といたしましては、PDCA

サイクルの流れを明確にした事務事業調書の見直しを行った上で全ての主要事業の評価を行ったことで、必要性・妥当性・有効性といった行政評価の重要な要素はもちろん、各所属でも独自にP D C Aサイクルが行え、各所属においてもその重要性が再認識できたと考えておるところでございます。

一方、課題といたしましては、行政評価はそれぞれ特性、目的の異なる事業を必要性・妥当性・有効性といった同じ物差し、同じ尺度で評価し、その結果により価値判断しようとするところに無理があると一般的に言われているところでございます。先ほど御答弁させていただきましてとおり、本町におきましては、その評価結果を次年度以降の政策立案、予算査定につなげるよう取り組んでいるところではございますが、必ずしも全ての評価結果の内容が反映された政策立案、予算査定結果となっているとは言いがたく、評価結果と政策立案、予算査定がいかに有機的に連携を図れるようにするかが課題と考えているところでございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1 番（垣内秋弘） それでは、3回目の質問を行います。

この制度が軌道に乗り、常にP D C Aサイクルが効果的に運営されているような状態を築くため、定着に向けての施策をお伺いしたいと思います。

そして、先ほどの御答弁で、平成27年度に評価結果の公表を掲げていくとおっしゃったわけではありますが、もっと前倒しができないのか、また先々定期的に公表するとか、あるいはまた毎年公表し定着をさせていくことが大事ではありますが、このことによって職員の意識も変わってくると思いますが、どのように判断されているのかお伺いいたします。

○議長（田中 修） 馬場企画課長。

○企画・財政課企画課長（馬場 浩） 現在取り組んでいる行政評価システムは、行政運営のかなめであるとの職員等への意識の構築により、P D C Aサイクルの定着を図ってまいりたいと考えております。

また、平成27年度評価結果の公表の前倒しにつきましては、行政評価の結果が単純に次年度以降の政策、予算に連動するものではないこともあり、また、評価の内容や質の標準化をいかに図るかといった課題もありますことから、評価結果を公表することにより住民に誤解を与えることがないように、公表の方法、頻度、内容等について専門的見地から御指導、御助言を仰ぐ中で慎重に検討を行ってまいりたいと考えておるところでございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） ただいまの行政評価システムの構築につきましても、職員に過度に負担がかかったり、あるいはまた一時的なものに終わってしまう、そして一部の人がやっているというようなことでは必ずしも好結果には結びつかないというふうに思いますんで、町全体がやはりその気になって、そして意識をしながら日常の業務を遂行できるようによろしくお願ひしたいと思います。

それでは、第3件目の質問をさせていただきます。

新市街地の山手線整備につきましてお伺ひいたします。この新市街地における砂利採取及び隣接する宇治田原山手線への影響についてお伺ひいたします。

新市街地区域における砂利採取は長年にわたり行われてきましたが、平成25年8月に終了予定でありましたが、埋め戻し等のおくれもあり3年間延長されたことは、この前の6月議会定例会においても確認してまいったところでございます。この段階では当初の目的を達成するものと思われまます。

当該区域は宇治田原山手線の計画区域であり、今後事業化に向けての取り組みを進めるには、諸課題を整理しクリアしていく必要があるかというふうに思うわけでありまます。

新名神高速道路の建設に伴い、宇治田原山手線の重要性は全ての人々の共通認識であるというふうに思うわけでありまます。今後における当該地域の整備方針について、どのように考えておられるのかお伺ひいたします。

○議長（田中 修） 黒川建設課長。

○建設・環境課建設課長（黒川 剛） 新市街地内の宇治田原山手線は従前より先行して整備を進めてまいりたいと考えている区間でございます。

近接して実施されてきました砂利採取行為が一定完了し、跡地復旧に向けて取り組まれていることから、事業者との連携により整備に向けて事業手法、事業区間などについて課題を整理するべく協議しているところでございます。

整備に向けましては、町道としての位置づけが必要となることから、今議会におきまして町道認定をお願いさせていただくほか、道路整備に伴い保安林解除が必要となりますので、関係機関と具体的な解除手続を進めており、諸課題の整理ができた段階で事業化してまいる予定でございまます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） それでは、2回目の質問をいたします。

ただいま御答弁いただいた中で、道路整備上保安林解除が必要となってくる部分が発生するというので、当該地域においてネックになるというふうに思われるわけでございます。現在解除手続をされているようですが、本来なら当初計画の中で組み入れて進捗すべきであったというふうに思われますが、おかれていたのは何が障がいになっていたのかお聞きしたいと思います。

いずれにいたしましても、保安林解除されたとしても、そこから新たな事業が発生するわけであり、山手線の道路整備上大きなダメージにならないければよいわけですが、今後どのような日程計画で進めようとしているのか、ここでの完了に至るまでの見通しについてお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 黒川建設課長。

○建設・環境課建設課長（黒川 剛） 宇治田原山手線は、平成3年に都市計画決定をしております。計画道路法線が保安林内を通過するような場合には、事前に関係機関と保安林の取り扱いに対し協議することとなり、例えば、銘城台付近でありますと、ルート検討の段階から協議を行っております。

新市街地内のルートにつきましては、道路本線が保安林内を通過するものでなかったことから、事前の調整対象には含まれておりませんでした。

今後新たな課題ということでございますが、施工段階に入りますと、現場の施工監理を適切に行うため工程会議や現場施工状況の確認を頻繁に行い、適切に施工されるように努めてまいりたいと考えております。

工程につきましては、工事着手時期が明確になっておりませんが、着手後おおむね3年で道路を概成する計画でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） それでは、3回目の質問をいたします。

この地における一連の事業がおくれれば、山手線への影響は必至であります。また、砂利採取地は山手線が通るだけでなく、新市街地を横断するアクセス道路、いわゆる南北線の終点地域にもなるわけですが、山手線とあわせアクセス道路南北線の残り500m分は、今回の山手線の総合的な計画の中にはもともとは入っていないわけですが、新市街地の整備と、そして新名神の工事用道路として考えたときは、目的は若干違っていても有効な道路として位置づけることができるというふうに思うわけですが、アクセス道路南北線の今後の計画なり、そして山手線合流地点の周辺整備について、町長としてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 町道南北線につきましては、新市街地内の土地利用を促進する観点から計画をさせていただいた路線でございます。

今後新市街地内の土地利用が促進される中で、整備を行うべきものと考えておるところでございますが、したがって、山手線整備とは切り離して整備すべき路線であるかと考えておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） 以上で終わります。

○議長（田中 修） これで、垣内秋弘君の一般質問を終わります。

引き続きまして、3番、青山美義君の一般質問を許します。青山君。

○3番（青山美義） 3番、青山美義が通告に従いまして一般質問を行います。

まず最初に、安心・安全対策についてでございます。

湯屋谷地域の連絡道の新設であります。大雨や暴風雨などの自然災害は私たちの暮らしに突然襲いかかり、大きな災害をもたらします。最近では、全国的に大雨や土砂災害等が発生しています。未然に防ぐ対策が必要と考えるところであり、特に、中谷地域で、例えば、川下で土砂災害、通行どめ等々が発生した場合、川上の住民が孤立し、日々の生活に大きな支障が発生するものであり、将来、子供たちがこの地で生まれ育って、住んでよかったと思えるまちづくりの一環として道路環境整備をやらなくてはならない、こうした観点からの住民の生活を守るためにも、中谷地域の横断連絡道は住民生活に密接な重要道路になるものであります。

早期の実現に向けた努力をお願いしたいと思うところであります。西谷町長の英断を望むところであります。1回目、終わります。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 青山議員の御質問にお答えを申し上げます。

湯屋谷地区におきましては、急峻な地形で河川もあることから狭隘な道路形態となっております。地形上の制限を受ける中で、河川に床版をかけることにより道路幅員等拡幅を実施し、現在は、郷之口湯屋谷線の整備、また、京都府の治山堰堤工事に合わせたルートの確保などにより、安全性を高める検討をしておるところでございます。

御指摘の中谷地区でございますが、急峻な地形であり、これまでよりも検討した経緯もございますけれども、当該地域にお住まいの方々の安全・安心の確保の観点から、どのようなルートが確保できるのか引き続き調査、検討してまいりたいと考えておりますの

で、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 青山君。

○3番（青山美義） それでは、2回目に入ります。

今の中谷地域におかれましても、今後下水道工事等々が予想される中で、常に通行どめ等々がありますと、日常生活に支障があるところであります。障がいであります。そうした観点から、早期に実現をお願いしていきたいと思っておりますので、よろしくようお願いを申し上げます。

2問目に移ります。

山手線について。宇治田原山手線の早期開通により、近畿の中心に位置し、申し分のない条件にもかかわらず、なぜもっと発展しないのか、それは朝夕の交通停滞以外考えられません。凍結していた第二名神も解除され、あとは町内の渋滞を緩和すれば企業誘致も実現し、ひいては雇用対策につながり、都市計画道路山手線の全線開通を促進し、住民の生活の利便性、安全性、快適性を確保し、山手線ができることにより、経済の活性化、まさに打ち出の小づちであります。

宇治田原町のあすの将来のため、早期の開通に向けてのプロジェクトチームを立ち上げる考えはないのか、お聞かせを願いたいと思っております。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、お答えいたします。

新名神高速道路建設の事業化が進む中で、宇治田原山手線の具体的な整備に向け取り組んでいかなければならないことは十分認識しておるところでございます。実現に向けて、庁舎内一丸となって取り組むべきと考えておりますが、限られた職員体制、技術職員数などの多くの制約がありますので、当面、建設・環境課を主担当として取り組むこととしております。

プロジェクトチーム設置との御提案でございますけれども、宇治田原山手線に限定した場合、他課との連携は限定的であり、現体制で対応できるものと認識しておりますが、しかしながら、新名神高速道路の建設事業が具体化していく中では、おのずと限界もあることから、新名神高速道路及び宇治田原山手線整備に係る事務を円滑に進めるためには、体制強化をしっかりと図ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 青山君。

○3番（青山美義） いろいろ難しい問題だとは思いますが。しかしながら、先日、東京オ

オリンピックも決まったことは、安倍総理の指導力のもと、また皆さんの御協力のもとで、日本国にオリンピックが7年後に来るということで、そういったことで、プロジェクトチームを組まれた成果が今日のオリンピック招致につながってきたんじゃないかなと考えるところであります。

そうしたことから、人数的な部分はありませんけども、今後はそういった部分で専門的な人選で取り組んでいかれるよう望みまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 修） 引き続きまして、6番、原田周一君の一般質問を許します。原田君。

○6番（原田周一） 通告に従いまして、6番、原田周一が質問いたします。

1件目は、介護予防についてお尋ねしたいと思います。

今月4日に厚生労働省は、要支援者向けのサービスを介護保険給付から市町村事業へ移すという案を諮問機関の社会保障審議会介護保険部会に提示いたしました。2015年から2017年度の3年間で完全移行する内容になっています。これは、過日、政府の社会保障制度改革国民会議が軽度者向け給付見直しを打ち出した措置であり、介護保険部会ではこの案に賛成する意見が大勢を占めたとのことでした。

見直し案では、要支援サービスを介護保険の対象から外し、市町村が独自に高齢者の日常支援を行う地域支援事業に一本化するということですが、実施されれば市町村間でサービス内容に大きな格差が出るのが予測されます。

知り合いのケアマネジャーに聞いたところでは、改正後は、現在の介護保険給付と同じようなサービスの量、質において賄えるとは考えにくい。また、必要なショートステイやデイサービスを使うことができなくなり、軽度な段階で必要なサービスを受けられないことでかえって重症化することが懸念されるなどの意見がありました。現在の要支援2の方が要支援状態でいられるのは、介護保険制度基準のもと、デイサービスなど専門家によるしっかりとしたサービスを利用できているからだと思います。

本町の高齢者は近隣市町村に比べ元気な人が多いと思います。2000年の介護保険創設時には、サービス量について、これからは社会保険制度になることでもあり、必要なサービスがだんだん整備されるようになると言われておりました。本町の高齢者介護・福祉計画では、平成24年度の要支援2の方が54人から、平成26年度では58人と推計されています。現状の介護保険給付費と認定者数の伸びはどうか、お尋ねいたします。

昨年の衆議院選、また、先般実施されました参議院選の結果から改正は必然でありま

す。2014年の消費税率の引き上げが5から8%へ、また、2015年度には8%から10%に実施される計画で、また、国の現在の第5期介護保険事業計画も、2015年には第6期介護保険事業計画が始まり、その際、市町村の保険料改正なども計画されております。

これらの実情を踏まえ、改正実施後、本町の受け皿はどうでしょうか。現在のサービスが維持できると予測されるのか、また、よくなるのか悪くなるのかお尋ねして、1回目の質問といたします。

○議長（田中 修） 谷村健康長寿課長。

○健康長寿課長（谷村富啓） 介護予防についてお答えします。

御質問の現状の介護保険給付費と認定者数の伸びでございますが、要支援1、2の方々には、訪問や通所などの居宅サービスを主として提供しており、平成24年度実績では2,342万円余りの給付費となっており、平成23年度と比較しますと96万円の減となります。平成24年度の要介護認定者においては、要支援1が26人、要支援2が65人で、合計91人の方が認定を受けています。平成23年度87人と比較しますと若干ふえている状況です。また、今年度8月末の要支援認定者数は101人で、年度ごとの比較では増加傾向にあります。

社会保障制度改革では、平成27年度を目途に介護予防サービスを市町村が主体となる地域支援事業に移すという方針ですが、国は、市町村に移した後の地域の受け皿整理が課題としながら、最低限のサービスは担保されるよう利用者が安心できる仕組みを検討するとしています。市町村のサービス環境や社会資源により、市町村のサービス格差が生じる可能性があります。引き続き安心したサービスが提供できるよう、第6期の介護保険事業計画の策定にあわせて介護予防基盤整備に努めていきたいと思っております。

○議長（田中 修） 原田君。

○6番（原田周一） それでは、2回目の質問に移りたいと思っております。

先ほどの答弁で、国は市町村移行後、受け皿整備が課題ながら最低限のサービスは担保されるよう、利用者が安心できる仕組みを検討するとのことですが、しかしながら、市町村のサービス環境や社会資源により、市町村のサービス格差が生じる可能性があるとのことのお答えもいただきました。私もそのように懸念しております。

財政的に豊かな市町村、またケアサービスの施設などが充実している地域と比較して、本町ではどうでしょうか。本年3月議会におきまして、私の質問に対し、地域密着型サービスの提供として、小規模多機能型居宅介護と訪問介護を組み合わせた複合型サービ

スを平成26年度内に1カ所整備するとの答弁をいただきました。しかし、現状を見ますと、サービス提供などの受け入れ施設が他市町村と比較して充実しているのか疑問の多いところでもあります。

平成26年度には、第6期の介護保険福祉計画の策定の審議が始まります。先ほどの答弁にもありました介護予防基盤整備に努めていくとのことですが、本町の目指すべき方向性、内容はどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

本町でも、要支援認定者は団塊世代の高齢化に伴い、年度ごとに増加傾向にあります。介護予防は介護状態になることを予防することで、国の福祉政策の中では最も重要な課題と思っております。話題の要支援へのサービス打ち切りは、2000年の介護保険創設時の予防重視という旗印から大きく乖離するものであります。

先日、厚生労働省から市区町村別生命表が公表されました。本町の平均寿命は、男性で79.9歳、全国平均の79.6歳を少し上回るものの、京都府の80.2歳から0.3歳低く、女性では85.9歳で、全国平均の86.4歳、京都府の86.6歳を下回っております。健康長寿日本一を目指すにはほど遠い現実です。市町村移行後、一般高齢者を対象にした一次予防、ハイリスク高齢者を対象にした二次予防、また要支援認定者の三次予防において、それらを統括する地域包括支援センターの役割はますます重要であり、対象者に対して切れ目のない継続的な支援ができるのかどうか。

現在、運動教室で、元気はつらつ若返り塾、いきいき元気講座などの予防事業、また、食の介護講座事業等実施されていますが、本年4月からの元気はつらつ若返り塾への参加者に買い物ポイントの付与などの取り組みは評価できますが、絶対数としての参加人数はふえているのでしょうか。

そこで、2つの提案をしたいと思えます。

症状の促進抑制、また改善のために、理学療法士の採用をされてはどうでしょうか。民間事業者の進出は採算面からも問題があると思えますので、町職員として保健師以外にリハビリの専門家を採用する。

もう一つは、現在全国各地でラジオ体操が実施されております。ラジオ体操は昭和3年に放送が始まり、国民保健体操と呼ばれていたそうです。NHK、文部省、生命保険協会が協力のもと、独自の体操と伴奏曲が誕生し、「ラジオ体操の歌」として国民の健康維持、増進を図るため、小学校を中心に全国に普及していったそうです。

また、本町には、幸いなことに町の歌に振りつけしたうじたわら健康体操があります。3分程度の体操だそうです。先ほどのラジオ体操と併用して、近くの公園広場などで毎

朝6時とか6時半ごろに全町挙げて実施されてはどうですか。指導に当たるスポーツ推進委員や町職員はほぼ町内全域におられると思います。町長みずから先頭切って健康長寿日本一を目指すにふさわしい取り組みと思いますが、いかがでしょうか。

先ほど申しあげました選挙結果から、要支援者へのサービス打ち切り実施は明白です。自民党籍を持つ本町の首長としてどのようにお考えか、当局の見解をお聞きして2回目の質問といたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 原田議員の御質問にお答えをいたします。

気軽にでき、また身近なところで行える健康体操は、心身の健康や運動機能の維持、増進において、また、国保等の医療費や介護給付費の抑制につながることを考えますと、大変有効な手段だと存じるところでございますが、健康体操の普及や全町挙げて実施については、十分な検討、調整を必要とすると考えておるところでございます。

また、リハビリによる症状の促進抑制を狙いとする理学療法士の採用は、職員の定数管理なども踏まえる中で、難しい課題だと思われまます。

また、国が示す介護予防サービスを市町村が主体となる地域支援事業に移す方針については、市町村にとりましては、事務的な負担増や、また財源問題などが大変懸念をしておるところでございます。今後の国の動向を注視しつつ、介護が必要な状態への移行防止のため、引き続き安心した介護予防サービスを継続していかなければならないと痛切に考えておるところでございますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

その他の御質問につきましては、担当課長のほうから御答弁を申し上げます。

○議長（田中 修） 谷村健康長寿課長。

○健康長寿課長（谷村富啓） 介護予防サービスが市町村事業へと移行したときの市町村サービスの格差についてですが、現在利用いただいているサービスは最低継続して提供していきたいと思えます。

地域密着型サービス事業が充実している市町村と比べれば、サービス提供量などの違いは少なからずあると考えます。介護予防基盤整備に係る方向性や内容については、要介護度の重度化を防止し、自立生活の促進につながるための介護予防と生活機能の向上を重視したサービスが重要と考えます。

高齢者の方々の暮らしや支援、サービスに対する意識やニーズを踏まえ、第6期介護保険事業計画の策定とあわせて検討していきたいと思えます。

地域包括支援センターは、高齢者やその家族の生活、介護に関する不安の解消や、必

要なサービスに結びつける中核機関としての役割は重要であります。介護予防においても、要介護状態にならないために継続的な支援が必然であることから、地域包括支援センターの機能の充実を図らなければならないと考えます。

また、一次予防事業として実施している元気はつらつ若返り塾ですが、本年度当初では201名の方々が登録されており、昨年より20名ふえている状況で、参加人数は各地域により変わりますが、4月から8月までの1回の平均参加人数は14名となっています。

以上でございます。

○議長（田中 修） 原田君。

○6番（原田周一） それでは、3回目の質問に移ります。

先ほど提案させていただいた理学療法士については、民間での参入は採算面からと申し上げましたが、人件費、家賃、光熱給水などの固定経費などを考えると無理があるように思いますが、それらを行政で実施すれば、現在の要支援認定者に対する個別訓練ができ、症状の改善または現状維持が図れると思います。

また、先ほどの一次予防の一般高齢者対象の毎朝のうじたわら健康体操は、継続することによって運動機能の向上により、国民健康保険料あるいは後期高齢者保険、介護保険などの医療費の低減につながると思います。また、毎朝自分の住んでいる町の歌を聞くことによって、健康な体とともにふるさと宇治田原の思い出も増加するのではないのでしょうか。

先ほどの町長の答弁には少しがっかりしましたんですが、以前、大きな看板を設置して世界に発信するというようなことがありました。しかし、実際、現実見てみると、少し看板倒れなような気がいたします。介護予防を通じて健康長寿日本一を目指す宇治田原を全国的に発信できることを強く要望して、3回目の質問を終わりたいと思います。

それでは、2件目の質問に移りたいと思います。

2件目につきましては、防災対策について。警報発令時の住民への広報手段についてお尋ねいたしたいと思います。

去る8月30日に、気象庁は特別警報の運用を始めたとの報道がありました。数十年に一度という大災害が差し迫っているときに発表され、発令は住民に危険をより確実に伝えるため、従来の警報になかった市町村から住民への周知が義務づけられましたとの内容でございました。

本町での現状の対応はどのようになっているのか、現状で住民への情報伝達が周知で

きているのかお聞きして、1回目の質問といたします。

○議長（田中 修） 山下総務課長。

○総務課長（山下康之） それでは、御答弁申し上げます。

御質問のとおり、8月30日の金曜日でございますけれども、午前零時から特別警報の運用が開始されました。特別警報が発表された場合、その地域は数十年に一度の非常に危険な状況にあり、住民はすぐに命を守る行動をとる必要があります。

今夏、山口県、島根県や秋田県、岩手県を襲った集中豪雨は特別警報に匹敵するものでございました。特別警報の発表時は、気象庁から都道府県を通じて市町村に周知され、市町村は住民への周知を義務づけられたところでございます。

本町においては、特別警報の運用開始については、既に『町民の窓』8月号や、またポスター等で周知をいたしておりますが、今後も引き続き啓発してまいりたいと存じるところでございます。

また、有事の際の住民に対する伝達手段については、地域防災計画に基づき広報車巡回、消防団によるサイレン吹鳴、各地区自主防災会による戸別巡回、ラジオやテレビ等の放送機関による放送、京都府防災・防犯情報メールや緊急速報メールの配信等により伝達することといたしております。

なお、携帯電話の主要3社でございますNTTドコモ、au、それとソフトバンクの緊急速報メールへの配信については、国の防災情報通信設備事業交付金を活用いたしまして、今年度J-ALERT、いわゆる全国瞬時警報システムの自動起動器を整備することによりまして、J-ALERTで伝達される国民保護情報や町からの避難情報等を自動で一斉に配信することが可能となります。

一方、全国的に災害発生時、自治体が避難勧告や避難指示を発令しているにもかかわらず避難されない方もおられる事例がございます。そういった中で、本町では昨年、また一昨年の豪雨が発生しており、住民の方々に危機意識を持っていただくことが非常に重要と認識しているところでございます。「自分たちの命は自分で守る」意識を高めていただけるよう、各地区の防災訓練において引き続き周知、啓発してまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○議長（田中 修） 原田君。

○6番（原田周一） それでは、2回目の質問に移ります。

有事の際の伝達手段は、防災計画に基づき広報車による巡回、消防団によるサイレン、自主防災会などによる戸別巡回などの伝達手段の答弁をいただきましたが、地域防災計

画は、災害対策基本法第42条の規定により、京都府地域防災計画に抵触してはならないとあります。この規定に基づき本町の防災計画も策定されたものと思いますが、事態が切迫している緊急などの場合は避難指示を行うと明記されております。

本町の地形から、奥山田から銘城台まで広い地域では、先ほどの伝達手段では住民の生命、財産を担保するには疑問が残ると思いますが、いかがでしょうか。また、消防団によるサイレン吹鳴も携帯型防災無線通信網も平日の昼間などは対応できる体制になっているのかどうか。

「自分の命は自分で守る」意識を高めることは第一義であります。公助の部分で各地域に防災無線の設置、有線放送設備の設置など、もっとハードの投資も必要ではと思いますが、いかがでしょうか。

以上、2回目の質問といたします。

○議長（田中 修） 山下総務課長。

○総務課長（山下康之） 御答弁申し上げます。

御指摘のとおり、有事の際、発災の時間帯や状況により一つ一つの伝達手段では支障が生じることも考えられることから、現在は広報車による巡回、ラジオ、テレビ等による放送、緊急速報メールの配信など、複数の伝達手段を用いることにより情報を伝達することといたしております。

また、本町の地理的な条件の中で、防災拠点より遠い地域にあつて通行が寸断された場合等については、防災行政無線を活用し、昼間でも自主防災組織と連携しながら消防団、消防団支援隊にも協力いただき、広報周知も図ってまいりたいと存じます。

今後、より迅速かつ的確に情報伝達が行えるよう、引き続き現在の伝達手段について検証する中で、また新たな伝達手段の手法について検討し、伝達手段の多重化を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（田中 修） 原田君。

○6番（原田周一） それでは、3回目に移ります。

阪神・淡路大震災以降、防災に対する認識は大きく変化し、また、住民に対する広報手段も日々進化しております。住民の生命、財産を守る意味からも、タイムリーに伝達できる方法を早急に研究、検討いただくよう強く要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、原田周一君の一般質問を終わります。

引き続きまして、4番、安本修君の一般質問を許します。安本君。

○4番（安本 修） 通告に従いまして、一般質問を行います。

まず第1に、都市計画道路山手線の建設の見通しについてであります。どのようになっているのかお聞きをいたします。今年度は予算もついておりまして、着手に向けた取り組み、一刻も早く着手をしてほしいわけですが、どうなっているのかお聞きをいたします。

第2に、通学路の整備について。特に立川大道寺地区の通学路、これは車の通行量も大変多く、危険な状況になっております。安全対策の一つとして、町道路の路側帯へのカラー塗装、これができないのかどうかお聞きをいたします。

また、大道寺地区から宇治田原小学校への通学路は山の中を通るものでありますが、最近特に傷みが目立つようになってきておりまして、抜本的な改修ができないのかどうかお聞きをしてみたいです。

3つ目には、住宅リフォームへの助成制度をつくれぬかどうか。住宅リフォーム助成制度は住民が地元の業者等に発注をして、主に家屋等をリフォームする際、行政が何らかの助成をしていく、このことによって町内の仕事づくりにつながり、町の経済を活性化するきっかけづくりになるというものでありまして、府内幾つかの自治体でもこの間実績を積んできておるところであります。町としてはこれまで地元産材を使うというような方法で制度を検討するというふうに言っていたいておりますけれども、その後の状況はどうなっているのか、お聞きをいたします。

第4に、公園の整備について。町内には子供を遊ばせてゆったりできるような公園がなく、道路で遊ぶ子供も見受けられるような状況にあります。面積の点でいっても、遊具の整備状況からいうても、住民のニーズに応えられたものになっていないというのが今の現状だと思います。その点について、今後の計画等含めてどうなのかお聞きをいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（田中 修） 黒川建設課長。

○建設・環境課建設課長（黒川 剛） 1点目、都市計画道路山手線について御答弁申し上げます。

これまで、京都府、NEXCOとともに、新名神高速道路事業を推進する上で、宇治田原山手線整備に対する考え方を整理すべく協議を重ねてまいりました。

宇治田原山手線の未整備区間のうち、新市街地区間につきましては道路の建設整備に向け、関係機関と保安林解除手続を進めている状況にあります。新市街地を除く未整備

区間につきましては、NEXCOで地質調査を実施した後、概略設計を実施、既存町道の取りつけ、道路勾配等の検討を連携して取り組みを進めており、近々その業務を完了しようとする段階までできております。

宇治田原山手線整備についてでございますが、新名神高速道路を建設するための工事用道路として先行的に整備し活用できないかNEXCOにおいて検討していただきしており、地元への設計協議を開始するまでには方針が確定される予定でございます。本町といたしましては、新市街地区間の整備をまず実施し、工事用道路としての活用方針が確定しましたら、詳細測量、設計などの事務にスムーズに着手できるよう準備を進めている段階でございます。

次に、4点目、公園整備について御答弁申し上げます。

本町の都市公園の現状でございますが、6カ所、面積約5.5ヘクタールを設置しています。都市公園に位置づけていますのは、住民グラウンド、住民体育館を中心とした宇治田原運動公園のほか、銘城台及び緑苑坂の住宅開発に伴い整備した公園でございます。そのほか、各地域で管理していただいております児童遊園が25カ所あります。

公園、緑地の整備に関する方針につきましては、都市計画マスタープランに位置づけているところでございます。この都市計画マスタープランにおきまして、誰でも気軽に利用できる公園整備として、子供から高齢者まで誰もが気軽に利用できる公園、緑地空間を創出していくため、遊具などのユニバーサルデザイン化や、地域特性を生かした整備を図ると位置づけているところでございます。お母さん方が小さなお子さんを連れて遊びに来る、また、近年のグラウンドゴルフなどにも活用できる公園整備も視野に入れた公園のイメージを位置づけているところでございます。

しかしながら、都市計画マスタープラン策定時に実施いたしましたアンケート調査では、そのような公園整備に対するニーズが低いという結果が出てきておりました。今後、まちづくり総合計画の見直しに当たり、住民ニーズの把握に改めて取り組むこととされていることから、現状把握を踏まえ取り組み方針について改めて整理してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 光嶋教育次長。

○教育次長（光嶋 隆） 2点目の通学路の整備について、答弁申し上げます。

町道路側帯部分へのカラー塗装は、児童に対する安全指導を図るとともに、通行車両に対する注意喚起を促すことを目的として、昨年度に施工いたしております。塗装いたしました箇所につきましては、原則として、小学校より要望のございました路線、箇所

とし、道路の構造等を勘案の上、施工しております。

また、本事業は指定集合場所より学校に至るまでの区間である通学路としており、各家庭から指定集合場所までの間については対象となっております。これは、道路幅員が狭小で構造や規格の問題で施工が困難であることと、基本的には通学路への対応であり、各家庭から指定集合場所までの間については一義的に保護者により御対応いただくこととしているところでございます。

インフラ整備の考え方については以上のとおりでございますが、やはり大切であるのは、児童自身が交通安全に対してどれだけの意識を持ち対応できる能力を有するかということであり、学校はもとより保護者を通じまして児童に対する安全指導、安全教育を怠ることなく進めてまいりたいと考えております。みずからの命はみずからが守らねばならないという大原則に立ち、危険回避できる学習能力を高めることを日ごろより培うことが将来にわたっても大切であり、また有効であることから、学校での指導に反映させてまいりたいと考えております。

また、御指摘の大道寺地区の児童が通学に利用する町道につきましては、児童の通学の安心・安全の観点から、必要な補修については速やかに対応させていただいておりますが、抜本的な改修については今後とも検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（田中 修） 清水産業振興課長。

○産業振興課長（清水 清） 3点目の住宅リフォーム助成事業の検討状況についてお答えします。

前回の御質問のときにも御答弁申し上げましたとおり、森林が適切に管理されることは木材の供給、地球温暖化防止やCO₂の排出削減という環境の見地のみならず、災害防止や水源涵養、また、人に安らぎを与えるレクリエーション機能など、多様な公益的機能が発揮されるものとして、その役割が大きく見直されてきているところであります。

国においても、森林・林業再生プランが作成され、2020年に木材自給率50%以上を目指すべき姿とし、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりが進められているところであります。

そうした意味からも、本町におきまして地元産木材を有効活用する仕組みづくりは非常に重要なものと認識しているところでございます。地元産木材を使用した新築、リフォームに対する助成制度につきましては、府内の先進事例を研究する中で検討を進めているところでございますが、町内には木材業者や製材業者が限られていることや、業者

での地元産材のストックスペースの問題、木造家屋の減少など、助成事業を検討する上で、問題、課題も多数考えられますことから、引き続き制度に向けて研究をしてまいりたいと考えています。

○議長（田中 修） 安本君。

○4番（安本 修） それでは、2回目の質問を行います。

山手線のことですけれども、今、いろいろ検討に入っているということですが、予算がついてもう半年になるわけですし、特に期待をしているのは工事用道路やということやと思うんですけれども、工事用道路で全ての山手線全線ができるのかどうか、工事用道路として活用できるのかどうか、そこが大変ネックになるんじゃないかというふうに思うわけです。

いずれにしても、緑苑坂から大津市に向けての、ここは工事用道路というのはよくわかるんですけれども、それ以外のところについて、工事用道路としての見通し、町としてどういうふうに考えられているのか、そのところをお伺いしたいと思います。それが1点。

それから、公園の整備につきましては、これからいろいろまちづくりをしていく上で、もう一回住民のニーズを含めてきちっと調査をしていただくと、結構都市計画公園ということで大きな公園はあるんですけれども、小さい身近にすぐに使える地元の公園というのがなかなか整備がされていないという、今の現状があると思います。そういう点で、もう一度やはりきちんと調査もしていただいて、ぜひこれはまちづくりに生かしていただきたいというふうに思います。

それから、通学路の整備についてですけれども、このカラー塗装、これをしたから全て安全だというふうにはならないと思います。ただ、やはり見た目でも車も注意をするということから有効じゃないかなというふうに思うところですし、そういう意味ではいろいろ原則も言われましたけれども、際限なくどこでも引くんだということじゃないというのはよくわかりますけれども、やはり特に危ない地域でもありますし、車が大変多い、子供たちにそういう危険は自覚しろというのは、これはかなり難しい問題ですし、環境をどう整えるかというのは、やはりできることは全部やろうというのが基本だと思うので、その点でやはり原則は原則としながらも、ぜひこれは検討課題としてやっていただきたいというふうに思います。

それから、住宅リフォームにつきましては前回と同じ答弁でしたが、確かに地元産材を使うという点では、今言われましたようにクリアせんなん点がたくさんありまして、

これをクリアしてからでないといけないというふうになれば、実際にはもう無理やという状況にあるんじゃないかと思います。

これは当然公共事業の場合なんかで、役場の改築なんか、この間また学校に対して地元産材を使ったという例はありますけれども、なかなか民間のほうで地元産材を使ってリフォームするというのは、かなり、先ほど課長言われましたように難しい点が多いという点でいきましたが、地元産材にこだわらない、そういう住宅リフォームの制度をぜひ、これはほかの市町村でも実績は既につくっておられますので、ぜひこれは検討していただきたいと思うんですけども、その点どうかと。

山手線の問題と、今、住宅リフォームの問題については2回目の質問、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（田中 修） 黒川建設課長。

○建設・環境課建設課長（黒川 剛） まず、宇治田原山手線の工事用道路の可能性についてでございますけれども、さきに地元に対しましての説明を実施いたしました折にも、住民の皆様方から工事用道路につきましてどう考えているんだという形での御質問が多数ございまして、町からも工事施工に際して既存の道路への負荷をできるだけ抑える形での工事施工を検討してほしいという旨を伝えているところでございます。

その中で、現在、宇治田原山手線全線につきまして、どの区間をどのタイミングで施工するのが工事をスムーズにできるかという観点から検討していただいているところでございます。今現在、設計協議用の図面を作成しております中で、土量バランスというものも考えていきますので、その中で必要なルートにつきまして検討されるという形で認識しております。

また、緑苑坂から大津の部分につきましては、必ず新名神と交差いたします部分がございます関係で、先行して実施もしくは同時に施工しなければならないという絶対的な条件がございますので、そのことにつきましては、工事用道路云々とまたあわせまして整備に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（田中 修） 清水産業振興課長。

○産業振興課長（清水 清） それでは、住宅リフォームについての2回目の御質問にお答えします。

町内産の木材に限定せず、対象を広げてはとの御意見でございましたが、京都府産木材まで助成範囲を広げまして利用拡大を図られている近隣の自治体に確認しましたところ、現時点では実績がないとのことでした。

また、京都府が実施しています環境にやさしい京都の木の家づくり支援事業での町内実績も、京都府に確認したところ実績なしとの回答でした。今後、森林組合、木材業者、製材業者などと十分協議する中で、どのような住民ニーズがあるのか、また住民ニーズを的確に捉えた制度設計に向け検討してまいりたいと考えていますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（田中 修） 安本君。

○4番（安本 修） 山手線につきましてはもう半年を過ぎて、やはり新名神との絡みもありますけれども、時間的にかなり押し迫ってくるような状況に今後なっていくと思います。そういう点からいうても、これは町だけでできない道路ですので、これはもう京都府の力をかりなければならぬというふうに思いますので、そういう意味では、町として当然全線工事用道路というふうになれば一番いいんですけども、それは不可能かと思えます。

ぜひそういう点で、まずやはり町として、新市街地のところは町がやるという、先行してやるという答弁をいただいておりますけど、さらに南の地域から新市街地までの間もやはり町が何とか手をつけて頑張るという決意を、ぜひ示してほしいと思うんですけども、そういう点でやはり京都府にその姿勢を町として示していくことになると思うんですけど、その点、町長、どういうふうに考えられるでしょうか。

それから、住宅リフォームの問題につきましては、木材を、府内産とか、木材にかかわらずいろんなやり方があると思うので、これはもう当然やった実績のある市町村もありますので、そこのところはやはり、そこのところまず検討、研究していただいてやっていただくと。木材、府内産とか、木材にかかわらず町内の経済を発展させるきっかけづくりという観点から、ぜひそれは引き続いて検討お願いしたいというふうに思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 山手線の整備につきましてはでございますけども、従来から私も本町にとりましては命運を分ける山手線の道路、これが全線開通を願っておるところでございます。また、そういった中でNEXCO等に工事用道路として活用してもらいたいと、国道307号、大石東線につきましてもやはり生活道路でもあるということで、強くお願いをしておるところでございますけども、そういった中で、今、検討の最中でございますが、先ほど議員おっしゃったように、本町でも本気でやるんやという気持ちは今後も示してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 清水産業振興課長。

○産業振興課長（清水 清） それでは、3回目の御質問にお答えします。

府内では緊急経済対策としてバリアフリー改修助成制度を実施されている自治体や、また町内商工業者の活性化に資するため時限立法で補助金を交付されている自治体もございます。

ただ、木材の利用拡大を図り林業経営の基盤づくりを進めるための検討を模索しています本町の考えから少し離れたものであると考えますので、府内の先進事例を研究する中で、別の分野でも検討できないか考えてまいりたいと思いますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（田中 修） これで、安本修君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。2時50分から会議を再開いたします。

休 憩 午後 2時41分

再 開 午後 2時50分

○議長（田中 修） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

11番、稲石義一君の一般質問を許します。稲石君。

○11番（稲石義一） 通告に従いまして、一問一答方式にて一般質問を行います。

まず、給与制度について質問をいたします。

1点目は、職員の給与水準の考え方についてでございます。

地方公務員法には、給与について、社会一般の情勢及びおのおのの地域的事情に適応するという情勢適応の原則や、国や他の地方公共団体の職員の給与及び民間事業所の給与等を考慮するという均衡の原則、この2つの主要な原則が定められておりますが、本町もこれに従って職員の給与制度を設計されていると理解してよろしいか、お伺いいたします。

次の2点目は、人事院勧告準拠の考え方についてでございます。

これまで本町の職員給与については、人事院勧告に準拠してきたとお伺いをいたしておりますが、そのよりどころとなる考え方についてお伺いいたします。

また、去る8月8日に本年の人事院勧告が報告をされましたが、この内容についてどのように受けとめられているのか。特に、月例給与とボーナスである特別給与とも改定なしとされた内容について、あわせてお伺いをいたします。

次に、3点目は、交付税減額と給与削減の関係についてでございます。

今年度の普通交付税の額が決定されましたが、給与削減額は幾らと算定されたのか、

お伺いたします。

当初予算時点では、本年7月から翌年3月までの減額分は3,500万円との説明があったところでございます。また、総務省の調査では、国の要請に応じて7月1日から給与削減を実行した自治体は826団体、46.2%でございまして、今後の減額に前向きか、独自の給与カットで国の水準を既に下回っている自治体を合わせますと65.5%に上るとございます。このことは、国主導の実質強制的なやり方には反発が強うございましたものの、多くの自治体が財政運営に影響が出ないように、やむを得ず受け入れた形となったことを物語っております。

そこで、質問ですが、地方分権推進の観点から、地方公共団体の給与水準はみずからが決定することが基本だと考えるものですが、今回のような国における強制的な要請については、どのように考えておられるのか、御所見をお伺いたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 稲石議員の御質問の中で、私から、地方交付税削減と給与削減について、御答弁を申し上げます。

御承知のとおり、地方交付税は一般財源であるため、当然、その用途が限定されるものではありませんが、算定に当たっては一定の趣旨を持ち、標準的な行政水準に基づいています。平成25年度の地方公務員の給与費については、国家公務員の給与減額支給措置に準じた措置を講じるよう要請された閣議決定に沿った水準を標準的なものとして基準財政需要額を算定されておりますが、その影響についての算定は行われておりません。

しかし、給与費の基準額の減額に伴う影響額と地方のこれまでの人件費抑制の努力を考慮した交付税の元気づくり算定分の増額を相殺した差額については、おおむね1,400万円程度と試算されております。

ことし4月に地方六団体は、本来、条例により自主的に決定されるべき給与について引き下げ要請が行われたことは、あってはならないことであると総務大臣に要請されましたが、1,000年に一度の国難を受けて、例外的に時限的措置であることを確認した上で、受け入れざるを得ない状況となりました。

本町においても、給料は自治体が決定するという基本認識に立つものの、交付税減額による住民サービスの低下は避けなければならないことから、一定の削減はやむを得ないと苦渋の判断をし、職員組合と協議を行った結果、生活給である給料の減額支給は遣

憾な措置であるが、住民サービスの低下を回避するためにやむを得ない措置として理解をしていただいた上で、今定例会に給与条例等の改正を御提案申し上げておるところでございます。

職員の給与水準の考え方、また人事院勧告につきましては、総務課長より御答弁をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（田中 修） 山下総務課長。

○総務課長（山下康之） 職員の給与水準の考え方及び人事院勧告について、御答弁申し上げます。

地方公共団体において、公務員制度全般に関しては、地方公務員法第14条に規定されております情勢適応の原則、また給与の決定については、同法第24条に規定されております職務給の原則、均衡の原則及び条例主義の原則の観点から適正な給与及び給与制度を決定していかなければならないとされております。そのためには、適正な生計費、民間事業の従事者の給与を考慮しなければなりません。本町のような小規模な地方公共団体においては、これらを調査する人事委員会を持たないため、国の給与制度や人事院勧告に準拠し、さらには近隣の地方公共団体の給与や給与制度を考慮して職員の給与及び給与制度を決定しております。

国家公務員制度改革の議論において、人事院勧告の廃止や労働基本権の付与などの動きがある中で、本町におきましては、今後の情勢変化に機敏に対応し、常に適切な給与水準を確保してまいりたいと考えております。

また、人事院勧告につきましては、昨今、国の給与制度と人事院勧告が乖離する前例のない状況の中で、勧告をよりどころとしてきた地方公共団体にとっては、その対応について苦慮する事態となっているところです。

ことは59年ぶりに給与水準改定のための勧告は行わないこととされたところですが、人事院の給与等に関する報告の中では、平成18年度の給与制度改革から8年経過し、その間の社会経済情勢が急激に変化したことから、俸給表、いわゆる給料表の構造までに及ぶ総合的な見直しについて検討を進め、早急に結論するとされております。

今後も、人事院勧告や国の給与制度等の改正を迅速に反映した適切な給与水準とし、住民への説明責任を果たしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○11番（稲石義一） それでは、給与制度についての2回目の質問を行います。

ただいまの御答弁は、本町の職員給与については、情勢適応の原則、また均衡の原則並びに人事院勧告準拠に基づき設計をしており、適正な水準を維持しているとの見解であると理解をいたします。

そこで、先般、資料提供をいただきました、1つには、府内11町村のラスパイレス指数の比較表、もう一つは府内11町村の平均給与月額比較表によりますと、ラスパイレス指数では本町は104.7、11町村中、精華町が107.8、大山崎町が106.5で、それに続きまして第3位となっております。また、平均給与月額では、平均年齢のばらつきはございますものの35万8,614円で、最も高い精華町が42万145円、2番目の大山崎町が40万769円、久御山町が39万8,455円、これに次いで第4位と、上位にランクづけがなされているところでございます。

私は、今日の労働市場の中で、公務員の優秀な人材確保という観点からは、給与水準が高いことが望ましいと考えておりました、これら優秀な職員によってこそ、住民の福祉の向上や豊かな地域社会が形成されていくものと確信をいたしております。

しかし、一方では、職員の給与は住民の税金で賄われているものでございますため、給与水準は低いほうが望ましいという意見もございます。

そこで、質問ですが、府内の11町村は、人口規模はもちろん、財政力や行政水準もそれぞれ異なるものでございますが、この2つのランクづけから、本町の給与水準は適正と言えるものなのか、あるいは高い水準にあると言えるのか、御所見をお伺いいたします。

また、本年の人事院勧告につきましては、おおむね御答弁にあったような内容と理解をしております。ただ、月例給と特別給の据え置きについての御答弁がございませんでしたので、再度お伺いをいたします。

人事院は、本年4月分の給与及び昨年8月から本年7月までの特別給についての民間の1万2,500事業所、約49万人の従業員の現地調査を実施されたところでございます。その結果として民間との格差がないため、据え置きとされたところでございます。

さて、デフレ脱却を目指した経済政策、いわゆるアベノミクスの効果として、国民が景気回復を実感するには、労働者の給与が引き上げられることが前提であるとされ、安倍首相が経済団体に給与引き上げの要請をされたことは御案内のとおりでございます。

しかしながら、今般の人事院の調査結果では、民間事業所の従業員の月例給及び特別給は、この1年間、上がっていないという結果が示されたところでございます。

公務労働者にあつては、来年の人事院勧告が出るまでは、月例給及び特別給は据え置かれたままの状態となつてしまいます。

一方、円安の基調や原材料価格の高騰の影響を受けまして、ガソリンをはじめ冷凍食品等の食料品、また家庭向けの電気料金の値上げなどが続いておりまして、家計が圧迫される状況にあります。

そこで質問ですが、こういった今日の世相について、町長はどのような感想をお持ちでしょうか。御所見をお伺いいたします。

また、自治体の給与は、情勢適応の原則、均衡の原則に基づき、加えて人事院勧告準拠の考え方によりみずからが決定するのが基本でございまして、地方公務員法の趣旨にかなうものでございます。

今般の地方交付税減額措置による職員の給与削減については、3分の2の自治体が住民サービスに使うお金が不足するなどのしわ寄せが出かねず、不承不承ながら減額を決断されたようでございます。

一方、給与は自治体が決めるとして、かたくなに要請に応じない自治体や、職員の士気や地域経済への影響を理由に削減しない自治体も3分の1に上ります。

本町におかれましては、先ほどの答弁のように、苦渋の思いで前者の選択をされたところでございますが、今後、かかることがないよう、地方六団体を通じて、引き続き要望していただくよう強く求めておきます。

以上、2回目の質問といたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、稲石議員の御質問に御答弁申し上げます。

人材確保の観点から給与が高水準であることが望ましいと考えますが、民間事業従事者のそれとの均衡が前提であることは、先ほども申し上げましたとおりでございます。住民の福祉の向上のため、優秀な人材を確保することは大変重要な課題であると考えております。高水準の給与は、採用の際には優秀な人材を集める手段となりますが、職員的能力向上の観点からは、採用時点の能力よりもその後の人材育成によるところが大きいと考えられ、今後、人事評価制度などを導入し、職員的能力を積極的に開発し、結果として行政経営に貢献する職員を正当に評価し、これに報いることができる制度を構築してまいりたいと考えておるところでございます。

また、ラスパイレス指数については、給与水準を比較するための一つの指標であります。これが国家公務員の給与や他の地方公共団体の給与との関係を正確にあらわして

いるとは限らないところもございます。

平均給与月額についても、時間外勤務手当などその年の特殊事情により変動する要素を含んでおり、純粋な比較は難しい点もありますが、これらの結果は押しなべて例年同様の傾向を示しており、府内市町村の財政力や行政水準を鑑み、本町の給与水準は適切な範囲にあると考えてもよいのではないかと考えております。

給与水準改定のための勧告がなされなかったことにつきましては、御質問において御説明いただいたとおり、現在の社会情勢、経済情勢と整合しており、しかるべきことであると考えております。

また、人事院の調査と勧告の時期及び勧告の実施時期がずれ込むことは制度上いたし方ないことと存じます。

今日の世相に関しましては、給与水準や雇用と年金の接続の問題などの改善について、国が率先して行うべきことと考えますが、公務員制度全般における情勢適応の原則は、民間を主体としたものにならざるを得なく、国が誘導したものとならなかった場合にもそれに準じなければならない弱点を持っております。議員がおっしゃるとおり、家計が厳しく、広く一般に景気の回復の実感、可処分所得の上昇がない中で、今月9日に発表されたことし4月から6月期の国内総生産GDPの上方修正を追い風に、消費税等の増税の判断がなされようとしています。これらの状況は、経済指標と国民の生活が必ずしも一致しないことを示していると思います。理論だけでなく、国民の生活の実態をきめ細かに調査した上で、施策が決定されることを望むところでございます。

今回の措置は、東日本大震災という1000年に一度の国難を受けた例外的、時限的措置として地方は受け入れましたが、地方との協議が十分に行われないうまま法律が改正され一方的に措置が行われた点、及び地方交付税の削減を手段として使われることは断じてあってはならない点について、町村会を通じてきちんと追及していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○11番（稲石義一） 2つの指標の比較によります本町職員の給与水準でございますが、適正な範囲にあるとの御答弁でございました。

給与水準は、各地方公共団体の財政力及び、特にこれが注目ですが、行政水準、この高低によって異なることは必然でございますが、職員のモチベーションを上げ、政策集団として住民の福祉の向上に日々奮闘していただくためには、一定の水準を維持することが重要であると考えております。

他方、自己啓発を含めた人材育成も大切であります。

人事評価制度の導入については、本年度事業として取り組んでおられますので、しっかりしたシステム構築をしていただけるようお願いを申し上げます。

また、経済指標によります景気回復と国民の生活実態の乖離については、御答弁のとおりでございます。理論だけでなく、国民生活をきめ細かく調査した上で政策が決定されるように望むところでございますので、今後ともそういった立ち位置から住民の暮らしを守るための意見を国のほうに上げていただくよう強く求めて、給与制度の質問を終わります。

次に、社会保障制度改革について、質問をいたします。

まず1点目は、社会保障制度と税の一体改革についてでございます。

本年8月6日に政府の社会保障制度改革国民会議が、消費税の増税と一体で実施をいたします社会保障制度の改革についての最終報告書をまとめられ、安倍首相に提出されました。

これを受けて、政府は8月21日に、改革の工程を定めたプログラム法案の骨子を閣議決定いたしました。これら内容についてどのように受けとめられているのか。特に、受益と負担のバランス及び持続可能な社会保障制度とすることについての考え方について、御所見を伺いたい。負担増と給付抑制ばかりでは、国民はなかなか納得できないのではないのでしょうか。

2点目は、要支援者への介護予防給付を市町村に移行させるについてでございます。

これは、先ほど原田議員の質問と重複いたしますが、お許しをいただいております。

要支援者への介護予防給付について、現行の介護保険事業から分離して、市町村が地域の実情に応じて住民主体の取り組み等を積極的に活用しながら、柔軟かつ効率的にサービスを提供できるよう受け皿を確保しながら、今現在は地域支援事業というふうになっておりますが、これから乗りかえて、地域包括推進事業、仮称でございますが、このほうへ段階的に移行させていくべきであるとの提言がなされたところでございます。

これについて、先ほどもございましたが、市町村の能力や財政力によってサービスに格差が生じるとの懸念については、先ほどのやりとりを聞いてよくわかりましたので、質問は省略させていただきますが、加えて、財源のほうは介護保険から出るとの説明がなされておりますが、市町村の負担増につながるという懸念についてはどのようにお考えなのか、お伺いします。

もともと要支援者が要介護者となるのを未然に予防するという観点から始まった事業でございます。そういう理解を私はしておりますが、その役割はどうなるのか、町としてのお考えを伺いたいと存じます。

次に、3点目は、国民健康保険の運営を都道府県に移行させることについてでございます。

現行、市町村が運営をいたしております国保事業について、都道府県に移す提案がなされております。地域における医療提供体制に係る責任の主体と、国保の給付責任の主体を都道府県が一体的に担うことを狙いとされておりますが、このことにより、これまで市町村が抱えてきた財政上の構造的な問題を抜本的に解決することができるのか、御所見をお伺いします。

また、保険料の賦課徴収及び保健事業の実施に関しまして、市町村の積極的な役割が果たされるよう要請がございます。これは、引き続きその2つの事業は市町村で担うということでございますので、それについても御所見をお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 御質問の社会保障と税の一体改革につきましては、国全体における社会保障の充実、安定化と、そのための安定財源確保、財政健全化の同時達成を目指すものとして、旧民主党政権下にあった平成24年2月に閣議決定され、社会保障・税一体改革大綱等に沿って順次国会において関連法案が成立してまいりました。昨年の自公政権への交代後も、この流れは引き継がれてきたところでございますが、今回のプログラム法案については、政府の社会保障制度改革国民会議の報告書を踏まえ、医療制度と介護保険制度を中心に、その見直しのめどなどの工程が示されたところでございます。

国・地方における社会保障関連経費が年々増大する中、本町においても、本会議に報告させていただいております平成24年度一般会計決算では、社会保障に係る支出に当たる扶助費が歳出全体に占める割合は14.2%と大きく、扶助費支出額の比較では、平成23年度から平成24年度にかけ5.3%、平成22年度対比では16.4%の伸びと、増大の一途をたどっております。

こうした状況の中、国全体における社会保障制度を持続可能なものにするため、国において社会保障の機能の充実と給付の重点化、効率化のため、受益と負担の最適なバランスを十分に検討される中で、高所得者等に対する一定の給付抑制や負担増が図られることはある程度いたし方ないところもあると捉まえております。

しかしながら、この大きな前提として、低所得者や自立への支援が必要とされるいわゆる生活弱者の方々に対して一方的に痛みだけが押しつけられることのない仕組みづくりが必要不可欠と考えております。

いずれにいたしましても、本件につきましては、今後、国において十分な議論のもと進められるものと認識しております。本町といたしましても、こうした国の議論を注視しつつ、改革の具体化に当たっては、国と地方が十分に協議を行うことをはじめ、地方六団体等を通じ必要となる要請を国に対して行ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

ほかの御質問につきましては、担当課長のほうから御答弁申し上げます。

○議長（田中 修） 谷村健康長寿課長。

○健康長寿課長（谷村富啓） 要支援への介護予防サービス事業を市町村に移行させるについて、お答えいたします。

今回の社会保障制度改革では、介護予防サービスを介護保険給付から外し、市町村が主体となり、日常生活の支援などを中心とする地域支援事業に平成27年度を目途に移す方針が盛り込まれました。

地域支援事業の財源は、国、府、町、保険料などが一定の率で賄っており、財源構成自体は保険給付と変わらないとのことですが、地域支援事業は介護給付費見込み額の3%以内で行う規定があることから、国は、地域支援事業の上限規定を見直す考えであります。

本町の要支援1、2の方々においては、訪問介護や通所介護、通所リハビリ、住宅改修などを主とした介護予防サービスを提供しており、平成24年度の給付費は2,342万円余りで、介護保険給付費における居宅サービス全体では8.3%を占めている状況です。

市町村に介護予防サービスが移行されても、引き続き安心したサービスが提供できるよう、基盤整備に努めなければならないと考えます。

市町村の負担増については、地域支援事業の3%以内の上限規定の見直し率や財源構成の率など、国の枠組みなどにより事業費の負担増が生じることが心配されますし、一方では、サービス事業を実施するに当たって、事務の負担増が懸念されます。

高齢化が進行する中において、平成37年には団塊の世代が全て75歳以上の高齢者となり、高齢者の中でもより高齢の者が増加すると言われております。そのような中、要介護状態にならない、また、ならせないために、そして医療費や給付費の抑制や介護者

負担の軽減においても、介護予防事業は重要なものと認識しております。その上においても、現行の地域支援事業に介護予防サービス事業が加わった事業費が国の財源構成内におさまるような上限規定の見直しとなるよう、地方六団体や京都府を通じて要望していきたいと考えています。

○議長（田中 修） 長谷川戸籍・保険課長。

○戸籍・保険課長（長谷川みどり） 国民健康保険の運営を都道府県に移行させるにつきましての御答弁をさせていただきます。

平成25年8月21日、国民健康保険の運営主体を市町村から都道府県に移管する改革案が閣議決定され、関連する関連法案が平成27年、通常国会に提出されることとなりました。保険者の都道府県移行は、医療提供体制の改革の一つとして提言、医療計画の策定を通じて地域医療に責任を持つ都道府県が国保を担えば、より医療資源の適正配置や医療費適正化に取り組むきっかけになるとされています。

本町の国保財政が抱えている問題は、歳出面におきましては、医療費の高度化による給付費の増大や、保険者負担として納付している後期高齢者支援金、介護納付金が加入年齢層の高齢化とともに年々増加していることでありまして、また、歳入面におきましては、失業者や高齢者の加入増による被保険者の保険税負担能力の低下及び核家族化に伴い、保険税課税世帯のうち、軽減措置適用世帯の増加など、十分な保険税収入が得られないことにあると認識しております。

御質問いただいております国保の広域化によって、これまで国民健康保険が抱えている財政上の構造的な問題を解決できるのかということについてですが、本町のような小規模な自治体にとりましては、高額医療費の支出が国保財政に及ぼす影響を広域化イコールスケールメリットを生かした組織基盤にすることで、軽減することは可能であり、財政の安定的な運営を果たす役目はあると思います。

ただ、ほかの市町村国保についても、財政状況を見ても、一般会計からの法定外の繰入金なしに継続して単年度黒字を計上している潤沢な財政基盤を保持している市町村は少数であると認識しているところであり、このようなもともとの財政基盤が弱い市町村が数多い現状の中で、単に組織を一元化し広域化したとしても、財政基盤の脆弱さという根本的な問題が解決するものではないと思います。

また、保険者機能の全てを都道府県に移行するものではなく、市町村と機能を分け合う、つまり保険料の賦課徴収、保健事業の実施等につきましては引き続き市町村が担うこととされている点についても、広域化のメリットは何であるのか疑問に感じるところ

でございます。

しかし、具体的な制度設計につきましては、今後、国の社会保障制度審議会医療保険部会を中心に議論や協議がなされるため、これら動向を注視し、京都府を通じまして必要な要望を行っていく所存でございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 稲石君。

○11番（稲石義一） 社会保障制度改革についての2回目の質問を行います。

持続可能な社会保障制度を構築していくためには、給付に必要な財源は将来世代につけ回しすることなく、現在の世代で確保するようにすることが不可欠でございます。

このため、消費増税のほか、社会保険料についても能力に応じた負担の仕組みが整備されると同時に、給付の徹底した重点化、効率化が求められているところでございます。

このように、今回の改革にあつては、給付抑制や負担増の痛みが伴うことも覚悟しなければなりません。御答弁にもございましたように、低所得者や生活弱者への配慮を忘れてはなりません。

いずれにいたしましても、改革の具体化にはいましばらく時間を要しますため、その動向を注視することといたしますが、重要なことは、今回の制度改革が本町の住民にどのような影響を及ぼすのかについて、きめ細かく分析を行うことだと考えております。

今後、精力的なお取り組みをお願いするとともに、議会への情報提供も適宜行っていただくよう強く求めておきます。

次に、要支援者に関しまして、軽度者の切り捨てにならないようにとの思いから、再度の質問を行います。

要支援者は、状態がこれ以上悪化するのを防ぐために介護予防サービスを利用しているのに、サービスの縮小や保険給付からの除外はかえって重度化し、保険財政を苦しめると、こういう反発の声が上がっております。このことは、真摯に受けとめたいと存じます。

本町の地域支援事業、2つございまして、介護予防事業と包括的支援・任意事業の2つの事業がございまして、これは、平成24年度の事業計画費ベースでは1,800万円でございます。介護保険給付見込み額6億2,900万円に対しまして2.9%の給付率となっております。先ほど御答弁にございました、国が規定をいたしております3%以内におさまっております。

また、保険給付として事業実施してまいりましたホームヘルプサービスやデイサービ

スなどの居宅サービス事業は、平成24年度の実績費ベースでは2,342万6,000円で、介護保険給付見込み額6億2,900万円に対しまして3.7%の給付率となっております。

この2つの事業を合計いたしますと、4,142万6,000円の給付費用となりまして、給付率は6.6%となります。

今回の改革プログラムでは、平成27年度を目途に居宅サービス事業を介護保険から外して市町村の地域支援事業に移そうとする方針が盛り込まれたものでございますが、これまでと同水準の予防サービスを提供できるようにするには、地域支援事業の上限規定3%を本町に当てはめてみるならば、7%程度に引き上げる必要がございます。国においてこのような実態に見合った上限規定の見直しがなされるのか、甚だ疑問でございます。この点につきましてどのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

さらに、全国一律にならざるを得ない保険給付対象サービスに比べ、地域支援事業では地方独自の取り組みが実施できるというメリットがあることは理解をいたしますが、事業の移行によって、事務量の増大に伴うマンパワーの確保や負担増など、受け皿として市町村で本当に代替ができるのか。加えて、地域間の格差を生じるリスクなど課題は山積みでございまして、これらについて町長の御所見をお伺いいたします。

次に、国保の運営について2回目の質問を行います。

まず、国保が抱える財政上の構造的な問題解決については、抜本的な財政基盤の強化を通じて構造問題の解決が図られることが、保険者を都道府県に移行する前提条件とされておりまして、その財源につきましては、後期高齢者支援金に対する負担方法を全面総報酬割にすることにより生ずる財源、2,300億円と言われているんですが、それをも考慮に入れるべきとされたことは、一定の評価に値すると考えております。このことによりまして、全国で3,000億円以上にも上る法定外の一般会計からの繰り入れや繰上充用の扱いも大半は解消されることになるからでございます。

一方で、保険料の賦課徴収、保健事業などは引き続き市町村が担うことが適切とされました。都道府県が医療給付費等から収納すべき保険料額を算出し、標準保険料額を決定する仕組みでございまして、医療費や収納率の高低に応じまして、各市町村がそれぞれ保険料を決め、賦課する案が検討されています。これは、都道府県内が統一の保険料となりますと、多くの保険者で保険料が引き上がる懸念や、医療費の高低を反映しない保険料は公平でないなどの意見が出ているからでございます。

ちなみに、過去の新聞報道によりますと、伊根町では3万数千円上がりますというこ

とでございます。宇治田原町の場合は、1人当たりの保険料が今現在非常に京都府平均よりも上位にございますので、私の試算でいきますと下がるということになるんですけども、そうすると、そういう不公平性が生じるということで、この方法はとらないということで京都府が標準保険料額を決定して、それぞれが賦課すると、こういう方法が今現在考えられているということでございます。

もう一つは、都道府県が市町村に必要となる保険料額を割り当てて拠出させる賦課金方式、分賦金方式ですね、こういうことも検討されております。これは、市町村が割り当て額を保険料で徴収できない場合、一般会計などから捻出してでもこの割り当て額を納付しなければならないという仕組みでございます。

いずれにいたしましても、財政責任と保険料徴収が分離することで、市町村の徴収意欲が弱まることへの懸念や、各種申請など窓口業務は市町村が担うことが想定されるなど、市町村の苦労は今までとほとんど変わらない、こういった指摘もございます中で、保険料賦課方式や広域化のメリットについてどのような議論が今後必要か、町長の御所見をお伺いいたします。

以上、2回目の質問といたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、要支援への介護予防サービス事業の市町村に移行されるについての2回目の御答弁をさせていただきます。

要支援1、要支援2の認定者に対して、要介護度の重度化を防止し、自立生活の促進につながるための介護予防と生活機能の向上を重視した介護サービスが重要だと考えております。地域支援事業の上限規定の見直しがどのような率になるかは、今後の国の動向を注視する必要があると思いますが、介護が必要な状態への移行を防止するためにも、現状の介護予防サービスは継続させなければならないと考えておるところでございます。

国は、介護予防事業を市町村事業に移行した後の地域の受け皿が課題と示唆しており、最低限、利用者が安心できる仕組みを検討することを提案しています。

このことを踏まえ、これまでの本町の介護予防サービスの利用状況などを十分に把握した上で、社会保障制度改正後の本町の介護予防サービスのあり方や方向性を見きわめ、今後の課題に対処していきたいと考える所存でございます。

続きまして、国保の運営を都道府県に移行させるについて御答弁を申し上げます。

国保の広域化については、保険者である各市町村が国民皆保険制度の中核を担うものとして制度運営が可能な財源を伴う広域化が理想であると認識しておりますが、社会保

障制度改革国民会議により示された方針は、我々の思いとは異なる部分があるのも事実でございます。

市町村が引き続き担うとされている保険税の賦課徴収及び保健事業についてであります。まず、保健事業については、広域化になることにより、これまでと比較すればより大きな体制、つまり人的資源の確保や事業執行体制の拡充により各地域に適応した細やかな保健事業が行えるのではないかと期待を持っておりましたが、実際には各市町村がこれまでどおり取り組むとされたことから、現状と余り変化がないと想定されます。

そこで、広域化の議論を行う上で、基本は各市町村が行うとしながらも、広域化という観点より、保健所単位での保健事業の推進など大きな体制での事業執行を議論するとともに、各地域に適応した保健事業の展開についても、各市町村がこれまでどおりの各地域のニーズに応じた保健事業を引き続き行うことができるように、例えば財源の伴った保健事業メニューの導入などについて考えていかなければならないと考えております。

また、保険税の賦課徴収についてですが、保険税は医療費の支払いやさきに述べた各種事業への財源として取り扱われるものであります。分賦金方式でいくことになると、徴収できなかった保険税分の不足分を一般会計などからの捻出により納付することになり、赤字補填を一般税より行うことを安易に示唆することであることから、国民健康保険という独立会計の運営としては安易には認めにくいものであります。国保税の収納率は、京都地方税機構とも連携し、近年上昇しており、保険税徴収等については、これまでどおり収納率の向上に努めていくとともに、医療費節減への取り組みを通して、国保被保険者より納付される保険税や国・府等より各種交付金を財源として制度運営を図りたいと考えているところではあります。

しかし、今、本町の国保が抱えている累積赤字を含む不足財源額については、既存交付金の拡充や新たな交付金の確立など財源の確保に向けた議論をまずもってしていかなければならないと考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、いまだ不透明な要素が多く、今後、国のほうで具体的な制度設計の協議や議論がなされていくことから、京都府を通じ意見聴取される場においては、地域の実情を踏まえた要望を積極的に実施していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○11番（稲石義一） それでは、要支援及び国保、まとめて3問目を行います。

要支援者に関しましては、地域支援事業の上限規定の見直し及び現在の介護予防サー

ビス提供水準の確保並びに地域の受け皿について、町のただいまの認識と大きな差異はございませんので、おおむね諒といたしまして、今後、要支援者が安心して利用できる仕組みづくりに向けまして諸課題への対応方よろしくお願いを申し上げておきたいと存じます。

また、国保運営に関しましては、広域化のメリット、デメリットを検証する中で、具体的な制度設計に向けまして、地域の実情を踏まえた要望及び意見を京都府を通じて国に届けていただきますようお願い申し上げます。

そして、何よりも、新制度の移行に際しまして混乱が起きないように、準備期間及び周知方法に遺漏のないよう、強く国に求めていただきますよう要望して、社会保障制度改革に関します質問を終わります。

次に、地域防災対策について質問いたします。

1点目は、防災訓練の実施についてでございます。

現在、地域ごとに自主防災会を中心に行われております防災訓練について、小学校単位での中規模防災訓練及び中学校区単位での大規模な防災訓練を実施してはどうかと3月の予算特別委員会で提案をさせていただきましたが、検討された結果、本年度の訓練取り組みはどうなったのか、お伺いいたします。

要支援者への避難支援や負傷者の治療の優先順位を決めるトリアージ及び避難所を自主防災組織が運営すること等、並びに精通したボランティアさんにかかわってもらうことなど、あらゆる手段を講じることにより、実践的な訓練の場を体験していただくことが非常に重要であると考えております。

仮に、中規模な訓練を実施予定とされているなら、その訓練内容についてもあわせてお答えいただきたい。

2点目は、自主防災組織への補助金交付制度の見直しについてでございます。

町では、自主防災組織が災害防止等に係る資機材を整備しようとする場合の補助金交付要綱を定めておられますが、それによると補助率が2分の1、限度額は1回目が20万円、2回目以降が5万円となっております。これでは整備内容の充実につながらないだけでなく、自主防災組織の規模、例えば地域の人口規模、面積、地形等に対応したものとなっていないと考えます。

先般、銘城台自主防災会が設立され、町内全ての自治会に自主防災会が設置されたところでございまして、これを契機として早急に制度を見直し、補助金交付要綱の拡充をされてはどうか、御所見を伺います。

3点目は、住宅の耐震診断・耐震改修の普及促進についてでございます。

災害被害を減らすため、建物の耐震化や揺れに伴う火災への事前防災が極めて重要でございまして、一人一人の居住スペースの揺れへの強靱さという観点からの対策が必要でございます。

しかしながら、本町では住宅の耐震診断・耐震改修がほとんど進んでいない状況だと伺っております。何が原因しているのでしょうか。費用の問題なのか。補助基準が厳し過ぎるのでしょうか。

国では、建てかえ需要が発生しにくい高齢者等の住宅にあっては、生活時間が長い部屋だけを部分的に耐震改修する取り組みを充実させる必要があるとされております。今後の取り組みについて御所見を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、私からは、自主防災組織への補助金交付制度の見直しについて御答弁を申し上げます。

自主防災組織への補助金交付制度の見直しについてでございますが、自主防災組織への補助金交付制度の見直しは、自分たちの地域は自分たちで守るという地域住民の防災意識の高揚並びに自主防災組織の育成強化を図るため、補助率2分の1、初回のみ20万円上限で支給していました自主防災組織資機材整備事業補助金を、今年度からは拡充により2回目以降も上限5万円で隔年支給することとし、既に活用されている自主防災会もでございます。

御指摘いただきましたことについては、おっしゃるように、各地区において人口、地理的な要素の中で河川、谷等によって備える災害の種類や規模等も大きく異なることから、備品として必要な物資についても異なるところがあります。

今後、各地区で整備していただく備品、町で整備していかなければならない備品の整理を基本に置き、基準づくりも整理した上で、今後、他の補助制度との整合性も図り、町として先頭に立って制度等の見直しについて前向きに検討してまいりたいと存じます。

なお、防災訓練の実施、また住宅耐震診断・耐震改修の普及促進につきましては、担当課長のほうから御答弁を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（田中 修） 山下総務課長。

○総務課長（山下康之） それでは、まず、防災訓練の実施について御答弁申し上げます。

本町内において、本年8月の銘城台自主防災会の設立によりまして、全11区自治会

で自主防災会が組織化されました。各地区で積極的に防災訓練に取り組み、多くの住民の方々が参加される中で、地域の防災力向上につなげていただいているところでございます。

そうした中、議員からも御意見がありました南海トラフ巨大地震等の広域的な災害に備え、各地区自主防災会及び町消防団宇治田原分署ほか関係機関との相互連携を図るため、来る11月10日に小学校区単位の消防防災訓練を田原小学校にて開催することといたしております。今回の訓練については、大規模的か、中規模的な訓練か、他市町村の防災訓練をいろいろと参考にさせていただきましたが、本町といたしましては、検討させていただきました結果、まず中規模訓練として小学校区単位で実施いたしたく進めているところでございます。

訓練内容につきましては、地震発生の想定訓練とし、町災害対策本部から各地区自主防災会等への避難情報の伝達訓練や、一時避難所に指定している各地区公民館から避難所に指定している田原小学校への避難・誘導訓練等を予定いたしておりますが、今後、詳細につきましては、関係機関と調整する中で実践的な参加型の訓練にしていくことといたしております。

小学校区単位で初めて実施する防災訓練で、今回、実施いたします訓練の中で生じた課題等を検証し、次の防災訓練、次の防災訓練と力をつけるとともに、次につなぎ、住民の皆さんの安心・安全を基本とする中、大規模的な訓練が実施できるように取り組んでまいりたいというように存じております。

続きまして、住宅の耐震診断・耐震改修の普及、促進について御答弁申し上げます。

耐震診断につきましては、これまでに15件実施していただいておりますが、耐震改修制度を利用した耐震改修はゼロ件となっております。耐震改修が行われない理由としては、改修に要する費用が高額になっていることが挙げられます。

こうした中、高齢者の生活空間を優先的に改修するとの考えにつきましては、現行制度下においては支援することが困難な状況です。

そうした中で、現制度を検証する必要があると認識をいたしております。地震による建築物の倒壊等の被害から住民の生命、身体及び財産を保護することは非常に重要と考えており、住民の皆さんへは引き続き各地区で実施される自主防災会防災訓練時等においても、住宅の耐震診断・耐震改修等の啓発をより一層周知してまいりたいと存じます。

また、地震時に迅速な避難が困難である高齢者や障がい者の安全を確保するため、家屋が倒壊しても一定の空間を確保することを目的とした耐震シェルター、これは経済的

な理由等で大がかりな耐震改修ができない場合などは、家屋が倒壊しても一部屋の空間を確保し、生命を守ることができ、住宅内の一部に木材や鉄骨で強固な箱型の空間をつくり安全を確保する等の簡易的な耐震補強の工法もございます。

引き続き、住民の皆さんの安心・安全の確保については、地域防災計画で定めております大地震から人命を守る住宅等の整備に基づき、現制度等の問題点の見直し、拡充及び新制度の創設について検討してまいりたいと存じますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○11番（稲石義一） それでは、地域防災対策についての2回目の質問を行います。

3月の予算特別委員会で提案をいたしました中規模及び大規模の防災訓練の実施については、他都市の情報収集も含め御検討をいただき、本年度は田原小学校で中規模の防災訓練を実施するとの答弁でございました。また、今後の対応として、段階的に訓練力を身につけていきたいとの方向性も示されました。

そこで、訓練の内容でございますが、いつ発生するかわからない大規模災害に備えるためには、一定レベルの訓練を実施することが重要と考えます。各区における地域訓練では体験できない高いレベルのものを中規模訓練及び大規模訓練に求めようとすることは当然のことでございます。

さきに述べましたように、負傷者の治療の優先順位を決めるトリアージや町外からのボランティアさんの受け皿となる組織編成及び救援活動への指示・誘導方針、医療機関や日赤との連携、さらには近隣市町や京都府警並びに自衛隊との連携による広域訓練も実施する必要があります。また、本町の主要幹線道路網が寸断されれば、ヘリコプターによる物資の輸送や重傷者の搬送等が不可欠となります。

こうしたあらゆる手段を講じて住民の命と財産を守る必要があると考えるものですが、町長の御所見をお伺ひいたします。

次に、自主防災組織への補助金制度でございますが、この制度は、自分たちの地域は自分たちで守るといふ自助の精神を高揚、育成するために設けられたものであるとの御説明でございました。補助率2分の1、20万円が上限という紋切り型の補助制度、何と住民の命と財産を安く見積もられたことでしょうか。人口規模、例えば南区と奥山田区では4.7倍の格差がございます。また、河川や谷によって分断される地形、洪水や崖地崩壊の危険度などさまざまに地域状況が異なります中で、これらの要因を一切考慮

に入れない当該補助制度は、まさにお役所仕事と言うほかございません。

今回、このように質問の趣旨を説明する中で、防災担当課におかれましてはある程度
の理解をいただき、制度見直しについて前向きに検討していただくということでござい
ますので、次年度の当初予算への反映を期待を申し上げ、本日はこの程度にとどめてお
きます。

次に、住宅の耐震改修等についてでございますが、各地域の防災訓練時に役場の職員
さんがパンフレット等により制度説明をされている姿を見ているだけに、耐震改修の補
助制度の利用者がゼロという実態に大変驚いております。

この要因を、費用が高額となっていることとの分析がなされておりますが、それであ
るならなおのこと、生活時間が長い部屋だけを部分的に耐震改修するという工法が安価
で、かつ有効であり、住民にとっても選択しやすいものではないでしょうか。御答弁に
ございましたように、住民の命を守ることを第一に、現制度等の問題の見直し、拡充並
びに新制度の創設に向けて検討していくということでございますので、それを見守って
まいりたく存じます。

以上、2回目の質問といたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、有事の際、住民の生命と財産を守ることは町の使命であ
り、安心・安全なまちづくりの根幹と考えておるところでございます。

先ほど御答弁いたしましたとおり、今年度、小学校区単位で初めて実施いたします消
防防災訓練では、各関係機関の連絡・連携を密にするとともに、住民の方々にもふだん
体験できない訓練に参加いただき、実践的な訓練内容となるよう図ってまいります。ま
た、訓練実施後には、訓練を検証する中で、御指摘いただきました医療機関や日赤との
連携やヘリコプターによる物資の輸送や重傷者の搬送等、より広域的な受援体制を整備
し、町として必要な施策を講じてまいりたいと考えております。

一方、東日本大震災のような広域的かつ大規模な災害が発生した際には、町や公共機
関の対応には必ず限界が生じることから、自分の命は自分で守るという住民一人一人に
よる自助、自主防災会等関係機関による共助、町や公共機関による公助がそれぞれ向上
し、一体となって災害に強いまちとなるよう町が主体となって取り組んでまいりますの
で、今後とも御指導賜りますようによりしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○11番（稲石義一） 本年度の防災訓練は、町にとって初めての中規模訓練でございま

して、関係機関相互の連絡、連携を密にすること、及び住民にとってより実践的な体験型の訓練内容にしていきたいとの方向性が示されたところでございます。また、次回以降については、今回の訓練を踏まえ、さらなるレベルアップを目指したいとの御答弁でございました。余り最初から欲張ってもうまくいきませんので、今回の訓練につきまして、より実り多きものとなりますことを期待を申し上げて、地域防災対策に関します質問を終わります。

次に、宇治田原山手線の進捗状況についてでございますが、5人目の質問者ということで重複することも多々あるかと思いますが、私は、事業主体を中心にお聞きをいたしたいと存じます。

1点目は、西日本高速道路株式会社NEXCOとの協議状況についてでございます。

新名神高速道路が平成35年を完成目途とされていることから逆算いたしまして整備スケジュールを立てると、宇治田原山手線は平成30年度までに工事用道路として利用可能な道路として完成させる必要がございます。

そこで、NEXCOに工事用道路として整備をしていただくため、当初予算に測量調査費の一部として3,800万円を計上されたところでございます。4月以降、工事用道路としての整備に関し、幅員や勾配等の規格、費用負担等の協議に入られたと推察をいたしますが、本当に工事用道路として施行していただけるのか、その協議内容及び結果についてお伺いいたします。

2点目は、京都府との協議状況についてでございます。

宇治田原山手線の未整備区間については、京都府に事業主体になっていただくことが選択肢の1つとして求められております。3月定例議会の一般質問において、町長は「新名神の完成は京都府、近畿圏が期待を寄せている国家プロジェクトであり、山手線についても今まで以上に国に働きかけ、必要な予算を確保したい。また、京都府やNEXCOとの連携を一層強めて、私が有する国とのつながりを遺憾なく発揮していきたい」と述べられています。

そこで、4月以降、京都府との協議内容はどうなっているのか。事業主体として責任のある事業施工を行っていただけるのか、お伺いします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（田中 修） 黒川建設課長。

○建設・環境課建設課長（黒川 剛） まず、西日本高速道路NEXCOとの協議状況につきまして御答弁申し上げます。

宇治田原山手線につきましては、新名神高速道路の工事用道路としての活用を検討すると西日本高速道路NEXCOの意向を踏まえ、詳細設計に係る経費等を予算計上させていただいたところでございます。

NEXCOでは、本年度に入り、未整備区間のボーリング調査を完了し、現在、概略設計を行っている段階にあり、これまでに交差する町道との関係、道路構造の検討を京都府も交え調整してきたところでございます。

都市計画決定した時点では、既存町道との平面交差については考慮されていない地点がありましたが、周辺の土地利用状況を勘案し、例えば禅定寺から関西電力の変電所に向かう町道禅定寺奥山田線の平面交差を反映した設計を前提とするなどの調整を行ってまいりました。また、宇治木屋線南バイパスとして整備されました道路構造との整合を図るなど、道路規格についての調整等も実施してまいりました。

これらの調整事項を踏まえ、概略設計ができ上がった段階で、概算事業費の算定及び整備に要する期間を精査し、工事用道路としてどの区間を利用するか否か、全線利用するのか、全く活用しないか等をNEXCOとして判断することになります。工事用道路として活用していただける場合とそうでない場合により、町としての取り組みが異なっておりますので、現時点ではその判断を待っている状況にあります。

なお、その判断時期につきましては、地元への設計協議を行う時点までと考えております。

宇治田原山手線は、新名神高速道路と滋賀県境付近で交差する計画になっています。このため、当該区間の道路構造を定める必要があり、NEXCOの判断にかかわらず、詳細設計に向けての作業を実施してまいりたいと考えております。

次に、京都府との協議状況でございますが、宇治田原山手線につきましては、先ほども述べましたとおり、概略設計の最終取りまとめ段階に入っており、今後、どの区間をどのような手法によりどのタイミングで実施するか調整をしていくこととなります。

京都府におきましては、今年度、新名神高速道路全線開通後の国道307号等の周辺幹線道路の将来交通量を推計するとともに、NEXCOが現在実施している概略設計の結果をもとに、宇治田原山手線の必要性について検討されると聞いております。

このような京都府独自の取り組みとは別に、NEXCOを交え、京都府とは将来、道路管理者となる可能性があるとの視点、現道宇治木屋南バイパスとの整合性を図る観点から、道路設計に係る協議を重ねてまいりました。

また、昨年の事業再開に係る説明会において、住民の皆様方から、国道307号の改

良及び宇治田原山手線整備に対する強い要請を直接聞いていただいております。京都府に対しまして、宇治田原山手線だけを取り上げ、本町に新名神高速道路同様にまちづくりを進める上で必要不可欠な重要課題である旨、要望してきているところがございます。このような要望に対し、京都府としてもさらに検討を進めるスタンスを示していただいております。

新名神高速道路の建設と歩調を合わせ、宇治田原山手線の整備に向けて、さらに連携を進めてまいりたいと考えております。

○議長（田中 修） 稲石君。

○11番（稲石義一） 宇治田原山手線について、2回目の質問を行います。

ただいまは、宇治田原山手線の工事主体となつていただけるNEXCOと京都府との協議内容について、ボーリング調査の完了や概略設計の実施中であること及び道路構造や道路規格の検討、調整についても御答弁をいただきました。

これらに対する率直な感想でございますが、4月以降における工事主体をどうするのかという協議に何ら進展がないのは、遂行能力の欠如と言わざるを得ません。NEXCOが工事用道路として整備するには、平成30年度という時間的制約がございます、一刻の猶予もないわけでありまして。返事待ちとのことですが、判断時期はいつなのか、明確にお答えをいただきたいと存じます。

また、京都府では、事業主体となるため、当該道路の必要性を検討との答弁がございました。まだそんな段階かといった失望したところがございます。町長が選挙戦や3月定例議会で発せられた「国・府との太いパイプを遺憾なく発揮していきたい」という決意はどこに行ってしまったのでしょうか。本町にとって、総事業費60億円の大事業でございます。NEXCOがやってくれないなら、一部を町施工でやることも視野に入れながら、京都府にお願いする。あるいは国直轄事業としての工事实施の可能性も探ってみてはいかがでしょうか。宇治田原山手線の整備方針について、町長の決意をお伺いいたします。

以上、2回目の質問といたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、お答えいたします。

従前から、京都府に対しましてはお願いをしているものの、明確な回答がないまま今日に至っております。

京都府も本町同様、NEXCOが宇治田原山手線全線を工事用道路として使用するこ

とを検討するとの意思表示を受け、歩調を合わせて取り組んでいくことを町との間で確認してきたところでございます。残念ながら、NEXCOが明確な意思表示をせずに、検討の域から今日現在に至っても脱していないことから、明確に、取り組み時期、京都府、NEXCO及び町の役割分担を明確にすることができない状況にあります。

工事用道路としての判断時期ですが、10月以降には地元の皆様に設計協議を行わせていただきたいと考えていますので、その時期までには、どの区間を工事用道路とするのか、明確にさせていただくことになると考えております。

NEXCOが実施しない場合にはとのことでございますが、町単独でも実施できる場所は行い、京都府にさらに協力を要請してまいります。特に、緑苑坂以北の区間につきましては、新名神高速道路と直接交差する地点があること、大津へのアクセス道であり、宇治田原工業団地の企業活動にも寄与することが見込めることから、課題整理を早期にしてまいりたいと考えております。また、新市街地区間につきましては、保安林解除の手続を進めており、事業化を図ってまいります。

国直轄とのことですが、国代行施工と新直轄の2つの手法があります。国代行施工は、本来、都道府県管理である国道が都道府県にまたがっており、施工に高度の技術力が必要な場合に行われるものでございます。また、新直轄施工は、自動車専用道路であり、その建設を事業主体が施工することにより巨額の債務を負担し、有料道路事業の採算性を図ることができない場合に行われるものでございます。

宇治田原山手線は国道の位置づけがなく、自動車専用道路でもないことから、国直轄道路としての採択基準を満たしていませんので、当該手法を利用することは困難でございます。

このような既存制度等から判断しますと、かなり厳しい状況にはございますが、議員御提案の手法も踏まえた上で、私の持てる力を傾注し、NEXCO、京都府、また国に対して粘り強くお願いしてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○11番（稲石義一） NEXCO及び京都府の協議につきまして、町としてはじくじたる思いであるということがよくわかりました。また、工事用道路としての判断時期は10月までと理解しておきます。加えて、工事区間及びその事業主体についての考え方も一定理解できました。

しかしながら、NEXCOが新名神の本線だけをやり、宇治田原山手線を工事用道路

として整備してくれなければ、町としては何のメリットもないわけで、すんなり「はい、そうですか」で終わらせてはなりません。今こそ町長が有する国と府との太いパイプを遺憾なく発揮され、町益を最優先に町を挙げてNEXCOへの要望活動を展開すべきだと考えます。議会も一致団結し、行政と同じ方向に向かって歩みを進めなければなりません。そのことを強く求めて、宇治田原山手線の質問を終わります。

以上で、私の全ての一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、稲石義一君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決しました。

次回は9月25日午前10時から会議を開きますので、御参集のほどよろしくお願ひ申し上げます。

本日は空調が不調で大変暑い中、長時間本当に御苦勞さまでございました。

散 会 午後 4時20分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 安 本 修

署 名 議 員 山 内 実 貴 子